

1. 議事日程（第4日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成20年 6月19日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- （1）議案第69号 平成20年度安芸高田市一般会計予算
- （2）議案第70号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- （3）議案第71号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- （4）議案第72号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- （5）議案第73号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- （6）議案第74号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	亀 岡 等	委員	秋 田 雅 朝
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	田 中 常 洋
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	赤 川 三 郎
委員	藤 井 昌 之	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋 郎
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 塚 本 近

4. 委員外議員

議長 松 浦 利 貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(27名)

市長	浜田 一 義	副市長	藤川 幸 典
総務企画部長	田丸 孝 二	行政経営課長	武岡 隆 文
八千代支所長	榎原 秀 克	美土里支所長	高杉 和 義
高宮支所長	近藤 一 郎	甲田支所長	垣野内 壯
向原支所長	南部 政 美	市民生活部長	廣政 克 行
税務課長	山本 数 博	税務課主査(市民税グループGL)	中山 好 夫
税務課主査(資産税グループGL)	大崎 小夜子	税務課主査(収納グループTM)	野村 政 彦
福祉事務所長(社会福祉課長)	重本 邦 明	社会福祉課主査(福祉管理グループGL)	西村 友 枝
社会福祉課主査(生活保護グループGL)	岡島 勤	社会福祉課主査(障害者福祉グループGL)	小笠原 義 和
子育て支援担当課長(子育て支援センター長)	是常 知 昭	子育て支援担当課主幹(児童福祉GL)	中元 寿 文
高齢者福祉課長(地域包括支援センター長)	冲野 和 明	高齢者福祉課主幹(高齢者福祉GL)	神岡 眞 信
高齢者福祉課主査(介護保険グループGL)	中谷 文 彦	保健医療課長	久保 ヒトミ
保健医療課主査(保健医療グループGL)	俵 秀 樹	保健医療課主査(保健医療グループ)	田村 政 司
保健医療課主査(健康づくりグループGL)	永岡 京 子		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局長	光下 正 則	主査	児玉 竹 丸
主 任	國岡 浩 祐		

~~~~~

午前10時00分 開会

亀岡委員長

皆さん、おはようございます。

前日に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は19名でございます。

塚本委員は、先日申し上げましたとおりでございます。金行委員が近所の葬儀で少し遅刻ということでございます。

これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

では、ただいまから質疑を受けます。質疑のある方。

川角委員。

川角委員

それでは、きのうもちょっと他の部署でもお聞きをしたんですが、いろいろ原因あるようなんですが、予算書のページの73ですね。そこに社会福祉費のほうで人件費というのがあるんですが、5,239万8,000円、昨年から見れば予算が増加しとるわけですね。そうすると、大体1人の人件費で割ってみたら、ここは46名ということになっとるんですが、7名から8名はことし、社会福祉関係でふえてるといことが出とるんですね。それで、そこらが機構によるものか、あるいはまた非常勤職員を正職にしたのか、いろいろ原因はあると思うんですが、その点についてまず1点お聞かせをいただきたいというふうに思います。

亀岡委員長

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

この人件費の件につきましては、昨日と同様でございます。原則的には、重複するかもわかりませんが、人件費を予算化をされる場合には、当然現年現年のそのときの、1月、2月に予算化されるわけですから、その課の現状の職員の人数を予算化を当初組んでいただくという形になろう思うんです。それで、通常ならば、その後、4月1日の人事異動で、新年度で人事異動があった場合には、当然6月か9月でしたか、補正でその年度の、新年度のそれぞれの職員の調整を図って補正で調整をされるというのが通常のパターンだろうと、このように思っております。当然当初、昨年もそういうような形で30何名でしたか、38名の当初予算を組んでおられたと、18年ですね。18年度の実績で19年度の予算を組まれるわけですから、19年度分については、そういう38名の予算化を組んでおられるということです。

それで、今年は、当然このたびが新年度予算編成という形になります。4月に人事異動後の予算を当初に組めるという形でありますので、人事異動によって、それぞれの各部の予算編成をされたという、当然今がこの予算を計上、諮問しとるわけですから。そういう市長選があったということで当初予算がずれておりますので、4月1日の人事異動後の現在の予算化を組まれとるということをもまず頭に置いていただきたい、このように思います。当初予算同士で比べますので、そのときには38名、それでこのたびが46名で、8名の増加ということになります。内訳とし

ましては、社会福祉課のほう、福祉管理グループが1名とグループリーダーと1名ほど経営管理担当ができましたので、それが兼務をしてこのグループの経営管理のほうでおったんですが、御承知のように市民部と福祉保健部が一つになりまして市民生活部という方になりまして、この経営管理担当が専属についたということでもあります。そういう関係で、そのほうに1名ほど増員をしていただいたということ。

それと、御承知のように保健医療課関係なんですが、4月1日から後期高齢者制度が始まります。そういった関係と特定健診、特定指導というような形の新規事業が始まりますので、そのほうに保健医療課に2名を増員をしていただいたということです。それと、子育て支援センターのほうが当初は、去年の11月からオープンしましたので、当初予算から、このたびから2名を新たにそこに増員をしていただいたと。19年度は子育て支援センターというものがありませんでしたので、これが新しく2名を新規で増員という形としていただきました。それと、支所のほうです、3名ですか、それぞれ増員をしていただいたと。これは市民福祉グループという1つの形になりましたので、そういった関係で3名ほど増加をしていただいて、計8名の増員という形で、当初予算同士の比較をしますと5,239万8,000円という増額ということになります。

以上です。

亀岡委員長  
川角委員

川角委員。

今、説明を聞きまして、一応仕事をし出して、現実に基づいての1つの設定ということで、また一部には機構の改革、これらも入ってということでございますので、ひとつそのように理解をさせていただきたいと思います。

次に、もう1点でございますが、歳入のほうは17ページ、衛生費の中で診療諸費の関係が出ておるわけでございますが、使用料として美土里の歯科診療所と川根診療所、これが4,988万6,000円の歳入が見込まれております。それで、予算書では123ページのほうでは、美土里歯科診療所のほうで歳出が2,648万2,000円、川根が3,980万2,000円、きのうもちょっと説明がございましたが、川根のほうへは吉田の病院から歯科医を派遣をしておるんだというような派遣費が入っておると思うんですが、それで合わせますと6,628万4,000円になるかと思えます。そうしてくると、そこへ歳入と、そして歳出を見た場合に、1,639万8,000円というのが誤差が出てくるわけですが、それは一般会計で補助金的に見込まれておるのか、あるいはまた歳入の中で、国なり県の何分かの負担がこの過疎地域の医療の充実ということとされておるのか、そのことについてひとつ説明をいただきたいと思えます。

それから、その項で前年度までのを見ると、北生診療所へ1,700万円の歳出があったんですが、ことからはきれいにこれが消えておるということでございますので、そこらがどのように変わったのか、このことについて説明を求めます。

以上です。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

この診療所の関係につきましては、御質問のとおり4カ所の診療所設備をしております。佐々部の川根の診療につきましては、これは吉田病院からの医師の派遣という形をお願いをしております。北生診療所につきましては、元来、原則的には診療所の報酬というものが入ってきますので、今までは一たんこの報酬を市のほうに歳入いたしまして、それを今度は診療所のほうへ歳出するという、俗に言う通り一遍の形になってきたわけですが、北生のほうにつきましては、御協議をちょっと担当課のほうで重ねていただいて、一応診療所の報酬については直に診療所のほうへとっていただくという形で、合理化といいますが、そういった形でこのたびは減額という形になります。

あとの件につきましては、担当課のほうから説明させます。

亀岡委員長  
久保健医療課長

久保健医療課長。

診療所なんですけども、安芸高田市長を開設者といたしまして、診療所が4つございます。横田、北生、美土里歯科診療所、川根ということで4つあるんですが、横田と北生診療所につきましては、公設民営ということで建物の管理委託のほうをいたしております。それで、本年度、歳入のほう4,988万6,000円見込んでおります。昨年度の歳入が6,730万4,000円ということで、診療所の使用料としましては1,741万8,000円の減額となっております。これにつきましては、今、部長が申しましたように、北生診療所の診療報酬が報酬として入らないということで、1,741万8,000円が減額となってくるものです。それに加えて、あと美土里、川根につきましては、先ほども説明がありましたように、診療報酬と、それに向けて、あと委託料を加えて出すというような形で実施しております。

美土里歯科診療所につきましては、診療報酬が1,500万ぐらいありまして、予算額としましては2,648万2,000円ということで、あと1,143万3,000円につきまして一般財源のほうで充当しておるという形になります。委託料の内容としましては、医師、職員の人件費が大きなものです。そのほかに健康保険であるとか運営費、原材料費等が含まれております。川根診療所につきましては、診療報酬が約3,483万ぐらいあるんですが、予算額として3,980万2,000円ということで、ほぼ診療報酬ぐらいが出ていってるという形になると思います。

以上です。

亀岡委員長  
川角委員

川角委員。

今、説明をいただきまして、大体のからくりといいますが、その内容というのは理解できました。当然川根から、あるいは美土里のほうからということになれば非常に距離もございまして、通院等が難しい中での僻地の診療所ということで、非常にこういうことは大事じゃないかと。一部のそういうふうな助成的な持ち出しはあるものの、やはりこれはでき

るだけ長い間、今、医師不足とか、いろいろ言われておりますので、その中のことは理解できましたので、これがいつまでも続くようにひとつ維持をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

以上で終わります。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

山本委員。

山本委員 ちょっとお聞きします。説明があったかもわかりませんが、ちょっと聞き漏らしてあるかもわからないのでお聞きするんですけど、保育所費についてお聞きします。全体的に平成19年度と平成20年度、今回の予算を見ますと、くらはら保育所はわずか38万5,000円の増額です。あとは大体減額、昨年度から見るとあれですが、それぞれの減額の要因というものをちょっとお聞きしたいんですが、保育行政の充実ということをとらえてみますと、どういうわけで昨年度と今年度に減額がされとるのがどういふところの減額があるかということをお聞きしたいと思うんです。

亀岡委員長 是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長 お答えいたします。

減額といいましょうか、減っている理由でございますが、毎年、園児数によりまして、その園その園で保育士あるいは保育士全体の今の人数を割り当てたりしてやっております。そういったことで、園児の急激な変化というのは全体的なものはございませんが、各園各園それぞれ経費を節減しながらやってきて、この20年度は9億1,845万6,000円で運営していられるんじゃないかということで予算計上しておるものでございます。

以上です。

亀岡委員長 山本委員。

山本委員 いろいろ減額のあれを19年度から見ますと、特に向原こばと園は94万5,000円の昨年度から減額になっとるんですが、御承知のように向原こばと園は非常に0歳から3歳児までは下といいますが、小学校の下であり、また3歳児から5歳児はいわゆる非常に便利の悪いところでのあれですが、園児は昨年よりは少し、昨年は107名ぐらいだったと思うんですが、今年度あたりは100名ちょっと足らんとお思いますけど、そう園児の数は少なくないのに減額予算が94万5,000円というのが大きく感じたもので、そこらの要因的なものは、経費節減と言われましてけれども、実際に保育行政を預かるとる現場の方は非常に苦勞が多いという点も考えてもらった上で、少しこの94万5,000円の減額というのが私にはちょっと気になっているので、もうちょっとそこらを詳しく説明をしてください。

亀岡委員長 是常子育て支援担当課長。

是常子育て支援担当課長 山本委員さんの質問にお答えしたいと思います。

向原こばと園も、今95名で保育を行っておりますが、園児の数95名でございますが、今年度から、93ページをごらんいただきたいというふう

に思います。今まで各園で電気代、そして電話代を、あるいは警備委託料を各園のほうに割り振っておりました。各園も、園長先生初め業務のほうが多忙でございまして、事務の簡素化をするといった意味で、本庁で一括して負担行為を、支出命令をきるように今年度からいたしました。そういったことで、経費的には各園の保育所の経費の中で委託料が減ったりしております。全体的には、昨年度、大新東の保育士ということで、委託料を払っていた関係を直接雇用ということで非常勤保育士を採用したということも原因になっということ、全体的に見れば1,000万ぐらい減とりますが、各園各園によっては、山本委員言われるように、その年の園児の数等にもよりますので、多少の増減はあるものというふうに思います。

以上です。

亀岡委員長  
山本委員  
亀岡委員長  
赤川委員

いいですか。

わかりました。

赤川委員。

2点ほどお伺いいたします。

まず、予算書の114ページ、115ページ、3項2目の生活保護扶助費のことについてお伺いいたします。前年度から見ますと8,072万円と減額になっというわけでございます。パーセントでいいますと約18%ぐらいの減額であろうというふうに思いますが、その減額の主たる要因について、そしてまた該当する世帯数あるいはまた人口についてはどのぐらい減になったのか、お伺いいたします。

2点目は、次の116ページの2目の健康づくり推進事業費のことですが、これも1,272万4,000円の減額になっておるところでございます。そのことについて、健康づくりというのは、みずからが進んでやること、あるいはまたセルフコントロールが必要であろうというふうに思うわけでございますけれども、安芸高田市におかれましては、昨年度、メタボリック予防教室も開校されまして、テレビでも放映されて、非常に関心を持っておられるところでございますが、そういった形の中で、委託料の中にあります総合健診、また1日人間ドックあるいはインフルエンザの予防接種等々の受診された人数がわかれば、昨年とどのように変わっておるかということをお伺いいたします。

なお、同様に1,272万4,000円の減額になった内容についても、あわせてお伺いしたいと思っております。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

まず114ページの生活保護扶助費の8,072万円の減額でございます。この件につきましては、保護者のほうも高齢者が非常に多いと。高齢化率も結構高いんじゃないかと思っておりますので、そこらの関係があると思うんです。詳細について担当課長のほうから御説明いたします。

それと116ページの健康づくり推進事業ですが、この1,272万4,000円、御質問のとおり、大きな一つの要因としましては総合健診ですね、それ

が法律改正という形で保険者の義務ということになりましたので、それが国保のほうへ移動するということが大きな原因だろうと、このように思います。詳細につきまして、それぞれ担当課長のほうから御説明いたします。

亀岡委員長

重本社会福祉課長。

重本福祉事務所長(社会福祉課長)

生活保護の扶助費の原因ですが、生活保護世帯人員の減によるものもございまして、18年度末、19年度末で比較してみますと、19年3月末が202世帯340人でございました。それが本年3月末では188世帯326人と減少いたしております。近年の生活保護の動向なりですが、主な理由で、先ほど高齢化というのも部長が申しましたように、保護世帯の高齢化に伴いました死亡廃止の世帯が18年度で見ますと10世帯、19年度で見ますと7世帯、廃止世帯、死亡によりましたところの状況もございまして。

扶助区分で申しますと、医療扶助が大きいものでございまして。医療扶助の減ということで、見込みで18、19年度の動向を見ながらということの中で見ますと、入院関係で14名の減というような格好、14名入院関係で減になるということは、4,352万円の減を見込んでおります。と申しますのが、医療費は生活保護は無保険、保険がありませんので、全額保護費のほうから負担ということでございまして、1人当たりで月平均、入院で約40万程度かかります。1年間で申しますと480万円程度というふうなもの保護費のほうから出るようになっておりますので、扶助費の動向によりまして入院、入院外の外来関係もありますが、全額扶助費のほうからということでございまして、世帯数、人員の減によりまして、かなりの影響というものがございまして。主な理由は、以上でございまして。

亀岡委員長

久保保健医療課長。

久保保健医療課長

初めに減額の理由ですけれども、今先ほど部長が申しましたように、医療制度改革で基本健康診査の部分が今年度より国民健康保険特別会計のほうで実施します特定健診に移行します。それが大きな要因だと思います。それで、昨年度、総合健診は5,383万6,000円の予算で実施しました。減額が2,817万4,000円、総合健診自体見たら減額になっております。しかし、他の乳幼児の健康診査委託料、それから予防接種委託料等が54万5,000円増額になってますので、それを差し引いて減額が1,272万4,000円ということになっております。大きな理由は、特定健診移行部分だと思います。

それから、総合健診、1日人間ドックの受診状況ですけれども、19年度におきまして、総合健診のほうで3,655人、それからドック健診のほうで952人ということで、健診受診者数のほうは昨年度4,607人という現状です。今年度、5月2日で締め切りまして、今実施しているところなんですけれども、総合健診のほうで申込者数が3,537名、それから1日人間ドックのほうで1,009人、今年度から健診体制を変えまして、個別医療機関での健診を実施いたします。それで、個別健康診断希望者のほうで384

人ということで、合計4,930名、昨年に比べまして323人増の今、受診希望者数がございます。インフルエンザですけども、昨年度、対象者数が1万539名ございましたが、接種者数のほうが7,860ということで、接種率のほうが約75%という現状であります。

以上です。

亀岡委員長  
赤川委員

赤川委員。

生活保護扶助費のほうですね、そういった大きな原因につきましては説明していただいたとおりでございますが、そういった中で、やはり扶助費が一番多かったということでございますけれども、生活扶助費のほうについてはどうなのか、これも1件お伺いいたします。

亀岡委員長  
重本福祉事務所長(社会福祉課長)

重本社会福祉課長。

扶助費の中に生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助等々がございまして、中で医療扶助というのが2億円以上ございます。ということで、生活扶助につきましては、18年度末が314人と本年3月が290人ということで、生活扶助自体の人数も、これはトータル世帯でなしにトータル人数でございますが、下がっておるような状況でございます。金額的に生活扶助でいいますと、見込みといたしまして2,169万4,000円の減を見込んでおります。医療扶助につきましては、5,790万円の減ということで予算計上を見込んでおります。

以上です。

亀岡委員長  
赤川委員

赤川委員。

そのように生活扶助費のほうも下がっておるということでございますので、これも自立されて、ひとつ減額になったんだというように私は思いたいわけでございますが、生活扶助費の減額になったということは本当に喜ばなくてはいけないというように思っております。

次に、今の健康の状況でございますけれども、このことについては法の改正ということが一番大きな要因ということでございますが、ああしてやはり自分の健康は自分がみずからセルフコントロールしていくことが必要であろうということでございますが、いろんな昨年行われたメタボ予防教室等々もまた再開されて、市民の健康づくりになお一層の指導をしていただきたいというように思います。この減額については、それぞれの努力された成果だというように本当にうれしく思っております。

以上で終わります。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

先ほど減額のちょっと金額のほうを私、間違えまして、総合健診が2,817万4,000円の減額で、トータルで減額が1,272万4,000円と申しましたが、そこを相殺しまして1,545万というところを私、54万5,000円と言ったと思うんですが、1,545万部分が妊婦の健診委託料の充実であったりとか、予防接種法の改正に伴いまして予防接種の委託料等がふえてますので。済みません、金額を間違えましたので、訂正いたします。

亀岡委員長

ほかにありませんか。

藤井委員。

藤井委員 3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、障害者自立支援についてでございますが、これも障害者自立支援法が施行されまして2年、3年になるわけですが、その間いろいろ法の改正なりございましたけれども、障害者に対しては保護から、いわゆる自立というようなことだろうと思います。法改正もされましたけども、今までかなりの課題もあったと思いますが、今年度予算に対してどのような方向性、どのような取り組みをされるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、77ページの18の備品購入の中で説明があったと思うんですが、視覚障害の方に対してのSPコード、これを各支所に配置するというので、予算では90万上がっておりますが、これも国県の補助が私はあるんじゃないかと思うんですがね、100%ですか。そこらあたりちょっとお伺いしたいと思います。補助がどうなっているのか。

それから、子育て支援の中で妊婦の健診が昨年度から回数が2回から5回に多分なったと思うんですけども、ここらあたり対象者がどれぐらいいるのか、まずお伺いしたいと思います。

亀岡委員長 重本社会福祉課長。

重本福祉事務所長(社会福祉課長)

まず、1点目の障害者自立支援法が施行されまして、18年10月からスタートということで3年目、来年度、障害者福祉計画、本年度予算化しておりますが、2期の障害者福祉計画の見直しという時期でございます。ということで、本年度どういうふうなことで予算化なりということでございますが、国のほうでも、いろいろ利用者負担額の関係で軽減策、軽減策いうてやってきたわけでございますが、19からまたさらに20年度、本年7月に向けてのさらなる軽減ということで、2分の1の軽減というふうな格好、半額になるようなことのところも出ておりますし、またそれに伴いまして所得の段階区分におきましても、本人と配偶者だけの単位ということで判定する、世帯内に高額所得者がいる方につきましても、そこらは除いて本人さんと配偶者ということで、軽減措置をやるような判定になっておりますし、さらに障害児に関しましても、いろいろな見直しが実施ということで、年収600万円程度の軽減をさらに上げまして890万円程度というふうなところ、そこらも昨年12月に特別対策ということで出てまいりましたので、そこらも踏まえた予算ということで本年度組ませていただいております。

また、さらに単独の市のほうといたしましても、ソフト的ではございますが、障害者福祉相談員、非常勤で清風会にもと勤められておられました車いすの方でございますが、当事者のいろいろな悩みも理解していただく中で、いろいろな相談業務に、現在、障害者福祉グループのほうに配置していただいて、相談業務に当たっていただいております。

それと、障害児におきましても、子育て支援センターを含めました療育関係、発達障害なり気になる子どもさんもおられる中で、療育相談を

含めて、これも療育相談員という格好で、これは月に第2と第4の月曜日に広島市の西部療育センターのほうに、所長さんでおられました方が退職されまして、今現在は岩国の短大のほうで非常勤講師でございますが、第2と第4の月曜日に来ていただきまして、気になる子どもさんなり保護者も含めて相談なり、また保育所の現場に行きましてもいろいろな相談業務ということも含めまして、ソフト的のいろいろな相談業務とか、そこらに含めましてのかかわりを今年度予算化もいたしております。

それとあわせまして、昨年来から自立支援協議会を毎月定例的にやっておったわけでございますが、そこらを生かしまして、本年度障害者プラン、高田郡時代にありましたものを見直して、新しい本市の障害者プランなり第2期の障害者計画を策定する準備段階、協議会のほうもかかわっていただきながら取り組んでいくような考えで、予算的なものをいたしております。

それから2点目でございますが、SPコードの関係でございます。活字の読み上げ装置でございますが、これも特別対策事業ということで、視覚障害者情報支援緊急基盤整備事業ということで、当初の予算説明のときに申し上げさせていただきましたように、100%の補助ということでございます。これは90万が備品購入でございますが、60万円、約10万円程度ということで見積もっておりますので、今の視覚障害者のSPコードの読み取り機につきましては60万円でございます。残りの30万円につきましては、療育関係、障害児なり子どもさんの療育備品関係を30万円程度、これも100%補助ということで、障害児を持っておられる団体の代表者なりの方と、どういうものがいいかということも検討しながら、今、協議しながら県のほうへの申請に向かっている段階でございます。

私のほうからは、以上でございます。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

それでは、妊婦の健康診断等について御説明いたします。

妊娠して出産まで、通常14回程度受診されるわけですが、その中で、市としまして5回、妊婦の受診券を発行しております。そして、今いろいろ産科等で問題が出ておりますけども、全期を通して平均的に受診していただきたいということで、安芸高田市においては5回の券を、前期、中期、後期で大体定期的に行っていただけるような受診券を発行しております。

それに加えて、今年度より、がん予防ということで子宮頸がんの検診を妊娠初期にさせていただくように受診券を交付してます。それに加えまして、前年度までは超音波検診というのがありますが、35歳以上の方が対象であったわけですが、今年度よりそれを撤廃しまして、全妊婦さんに超音波の受診券5回分を交付いたしております。そういうことで、予算書の乳幼児健診業務委託料等が増額になっております。対象者のほうは、平成19年度で219名ございました。

以上です。

亀岡委員長  
藤井委員

藤井委員。

障害者自立支援については、今、説明がございましたように、相談員を設けてということでございますので、この相談業務、障害者の方々にとっては心の支えになろうかと思っておりますので、そこらの業務の充実をしっかりと今年度図っていただきたいということを申し上げておきます。

それから、SPコードの読み取り機でございますけれども、これは去年、おとどしぐらいからの補助制度があって、遅かりしという部分もあるわけですが、しかし、視覚障害者の方々に対しての支援ということでこの読み取り機が設置されるわけですが、この読み取り機を使用するためにはコードが必要なんですよね。そのコードを支所という形でございますが、コードをいわゆるソフトの部分ですね、どのように展開されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

それから、今、市の広報紙に対して視覚障害者の方々へのボランティア作業としてテープ起こしをしている団体があると思うんですよね。例えばこちらあたりと、こういった障害者に対しての読み取り機との連携ですよね、こちらをどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、妊婦さんに対する公的補助でございますが、今、課長のほうからも説明ございまして、出産まで大体14回程度の健診が必要であろうということなんです。これも医療保険がきかないですから、先ほども説明ありましたように、前期、中期、後期、それぞれ健診内容によっては医療費が異なってくると思うんですけども、最低3,000円から1万円程度の医療費が必要になってくるわけですね。県全体の公費負担の枚数、これは本市の場合は前期、中期、後期と分けて、それぞれの健診をしていただくようにと。他の市町については、例えば一括で何回でもいいですよと、前期で使い果たしてもいいですし、後期で使い果たしてもいいですよと、いろんなやり方があるかと思っておりますが、この県の大体平均が5.2枚になってるわけですね。国では5.5枚ということで、おおむね本市にとっては平均値のところにあるのではないかなと、このように思っておりますけれども。しかし、今、申し上げましたように、出産するまで14回という回数を重ねないといけないし、まして医療保険がきかないという部分ですね、これいろいろ私も調べてみると、全国で滋賀県とか福島県は、もう10枚以上を出している県もあるわけなんです。したがって、少子化の時代で出生率が出てこない、本市としても国としても、社会保障制度そのもの自体が崩れていくということもございまして。子育て支援もいろんな形の中での支援もございましてけれども、私はやっぱり人口増という形を見た場合に、子どもさんをしっかり産んでいただかないといけないという部分では、しっかりこういった制度を本市として支援をしていくべきだろうと、このように思うわけですね。

今、出産についても、里帰り出産という、女性の方はほとんど里帰りされて出産したり、地元で出産して、それから里へ帰られるという部分

もあろうかと思うんですけども、例えば里帰り出産の場合、そこらの後期の部分で里のほうでの医療機関との公費負担ができてるのかどうか。本市でないとだめなのか。例えば本市以外のところに行った場合、どのような措置をとられているのか、お伺いしたいと思います。

今後の見通しですね。先ほど申し上げましたように、確かに財源の厳しいときではありますけれども、これからの本市の将来人口なり考えていくと、やはり5回から6回、7回、8回というふうな形でしっかりと私は支援していくべきだろうと。さらにもう一步踏み込んでいくと、不妊治療で悩んでる方もいらっしゃるわけですよね。私も最近、若い女性から、この不妊治療に対する補助がないんだということを聞かれるわけなんです。これも、いわゆる国の制度としてきちっとやっていただければ、これにこしたことはないんですけども、先ほどから申し上げてるように、本市がこれからの将来を考えたときに、こういった部分の支援というものをしっかりしていかなければいけないと思いますので、そこらも含めての今後の将来性についてお伺いしたいと思います。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

先ほど藤井委員さんがおっしゃいましたように、5回の券で前期、中期、後期というふうに券を出しますので、単価が最初1回目は1万670円かかります。それから、2回目が1,510円、3回目が3,210円、それから4回目が4,870円、5回目が3,210円ということで、かかるときの計算内容によりまして単価が変わっております。県内、5回出したりあるんですが、券の出し方というのは、先ほども話されましたように、5回いつでも使っていいよという出し方もありますし、その出し方については各市町の考え方ではないかなというふうに思います。

それで、県外出産の場合につきましては、一応この券が県内でないと使えませんので、県外出産等につきましては償還払いという形で対応しております。予算書の119ページの負担金補助及び交付金というところの県外妊婦乳児健診診査料助成金ということで、県外出産についても償還払いをしますということで対応をいたしております。

それから、不妊治療なんですけども、治療としましては、県の助成事業があるはず。それから、券を5枚から6枚、7枚ということ、今後の見通しだと思うんですが、それにつきましても、全国あるいは県内の状況をまた見まして検討していくということで、説明を終わります。

亀岡委員長  
重本<sup>福祉事務局長(社会福祉課長)</sup>

重本社会福祉課長。

S Pコードの関係でございますが、これはまずちょっと説明しておきますと、2003年に開発されました文字情報を内包した二次元コード、切手ぐらいの大きさで、まだら模様で、その小さい中へ800字程度の文字を埋め込むことができます。それで、今回、整備しますのが活字読み上げ装置ということで、そのコードを機械に、小さい機械ですが、それに当てるだけで電子音声で文字情報を読み上げるというものでございます。ということで、音声コードをつくるには、私らもちょっと障害者グルー

プのほうでも練習してみたんですが、パソコンに作成ソフト、これは一般的に無料でダウンロードできるものがございます。それをパソコンに取り込みましてインストールしておけば、だれでも簡単に文字を打つだけで、なぞっていきますと切手大のコードが出てくるような状況になります。それを当てまして、機械をちょっと試験的に借りていたときがありましたので、それを借りて、自分らで作成したものを当てますと、簡単に読み上げるというものでございます。

ということで、広報紙とか何に使うかということでございますが、たちまち社会福祉課の中では、障害者グループの中でも、チラシとか申請、いろいろ説明しなければいけないものについてちょっと取り組んでいこうかなという思いを持っております。それから、広報紙につきましてでございますが、これは所管が総務企画部でございますので、そちらのほうに市全体のいろいろな情報発信におきましての取り組みということについてお願いをいたしております。

それから、広報紙のテープ起こしのグループと申しますか、そのことにつきましては、SPコードは作成できましても、その機械というものがそれぞれの家にまだ普及してないという状況もございまして、テープ起こしのグループ、広報紙のテープの吹き込みにつきましては、そのグループとまた連携をとりながら、まだしばらくお願いをしていくという中で、あわせてSPコードなり読み上げ装置なりの普及につきまして啓発・周知なりをしていくように考えております。

以上でございます。

亀岡委員長  
藤井委員

藤井委員。

今、SPコードについて種々説明がありましたけども、市の方向性として、担当課として、補助制度だから支所へ置いておけばいいということではなくして、やっぱりそういう視覚障害者のためにどう役立てていくのかというところが、そういう姿勢が私は必要だろうと思うんです。手続なりということは当然そうでしょうけども、例えば極端に言えば、図書館なんかでも、視覚障害の方はほとんど私は来れないだろうと思うんですよ。しかし、そういう中で、例えば図書館で本を借りて、家でご家族の方に読んでいただくとか、いろんな資料の提供というものはあるわけですね。そのときに、所管が違うと言えばそうなんですけども、しかし、新作本であるとか、そういう紹介をまずこのSPコードの読み取り機でできるとか、こういったコードそのもの自体をもっともっと普及させていけば、本市に視覚障害の方が何人おられるか私も定かではありませんけれども、そういった障害を持たれた方々が今度個人的に、先ほどもありましたように1台購入したいということになれば、どんどんどんどん普及していくと思うんですね。ハードの部分だけでなくして、ソフトの部分をどうしっかりしていくかということへ重点を置いていただきたいと。今、申し上げましたように、6台設置しても、いわゆるソフトの部分に余り充実していないがために、どんどんどんどんまたこ

れもいい制度でありながら利用者が少なくなっていくというのが私は現状じゃないかと思うんですけども、改めてお伺いしたいと思います。

それから、妊婦健診の件、担当課長、なかなかこれからの将来に向けての御答弁も難しかりょうと思うんですけども、これは市長にお答えしていただきたいと思うんですけども、将来、今までもさまざまな委員会でも本市の人口が減っていく中で、この維持、また増加につなげていかないといけないという部分では、私は一つのそういう支援であろうと思うんですけども、そこらあたりの市長のお考えをお伺いしたいと思います。

亀岡委員長 今、質疑が出てますが、ここで11時15分まで休憩にしたいと思います。再開後、答弁をしていただきます。それから、青原委員の質疑に移っていただきます。お願いします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

亀岡委員長 再開いたします。  
藤井委員の質疑に答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。

重本福祉事務所長(社会福祉課長) 藤井委員さんの先ほどの質問に対しましてお答えいたします。  
藤井委員さんおっしゃられるように、いろいろ福祉の関係におきましても、ソフト面が一番大切だというふうに私自身も認識いたしております。ということで、図書館等も含めまして市の職員自体もこのSPコードなり、その機器なりいうものもまだまだ十分承知していない者もあろうと思いますので、そこらも含めての周知・啓発も含めてのいろんな取り組み、また各部署との連携をとりまして、いろいろ視覚障害者につきましての情報発信、支援、サポートをする面におきましても、普及啓発促進、PRをいろいろしていきたいというふうな思いを持っておりますので、今後ともいろいろ何か委員さんのほうでもありましたら、こういうことがあるよというのを言っていたらというふうに思っております。

以上です。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 先ほどの藤井委員さんの妊婦さんの健康診断券と絡めて、出生率を高めるためにどうすればいいかというような御質問がありましたけど、このこと、いわゆる人口減対策、子育ての支援というのは、これからの安芸高田市にとってのまちづくりに大きな柱だと思っております。ぜひともこれをやっていきたいと思っております。もちろん医師の確保とか、いろんな国の制度、県の制度にのっとった最大の努力をすることはもちろんでございますけど、上乘せをしてでもこのことはしっかり対処していきたい。そのためには、行財政改革をしっかりとやって、お金も確保しながら、こういう問題をしっかりと確保して、安芸高田市に定住してもら

うんだという方向につなげていきたいと思っています。

教育委員会の方も御理解してもらって、委員さんらに御説明しましたけど、学校教育のレベルアップの問題、それから子育てがしやすい安芸高田市の問題、こういうことが今後、人口減に少しでも歯どめをかけるんじゃないかと思っておりますので、これを大きな重点事業として取り扱っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

亀岡委員長 藤井委員、ありますか。

藤井委員 いいです。

亀岡委員長 青原委員。

青原委員 1点ほどお伺いをいたします。75ページの社会福祉総務管理費の中の民生児童委員の報酬について1,129万6,000円ですか、それと報償費の中で725万5,000円というふうにあるんですが、123名分としては少し少ないんじゃないかなという思いがするんですね。民生委員さんというと地域の方々のいろんなお世話をしていただく人でございますので、多岐にわたってのいろんな問題が出てくるように思うんです。それにしてもちょっと報酬が少ないんじゃないかなというふうな思いがしとるんですが、そこらの多い少ないというのは、どこの基準で設けるんかというのはあると思うんですが、もう少し上げていただけないものかなというふうな思いがするんですが、そこらの考え方を少しお聞かせを願えればと思います。

亀岡委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長(社会福祉課長) 民生委員さんの報酬の関係ですが、民生委員さん1人当たりの報酬につきましては、非常勤特別職の報酬につきまして表のほうに載っておりますが、年間が9万円、月でいいますと1人当たり月額7,500円でございます。それから、報償費につきましては、県からの事務移譲によりまして、そのままが歳入して報償費でいくんで、これは費用弁償、活動費的なものでございます。それで、多い少ないというのは、私のほうからということにはなりません、国自体が民生委員さんの法律ができた時代から、国自体は奉仕の精神でというふうなところがありまして、ボランティアということでございますが、市のほうの考え方で、生活指導員としての今後どうあるべきかということにつきまして、金額面につきまして私のほうからは何とも申し上げられませんが、いろいろ今の時代、なり手も少ないような地域もございますし、今後いろんな面で検討していく必要があるというふうに考えております。

亀岡委員長 青原委員。

青原委員 考えてもらうのは非常にありがたいんですが、やはりこれを数字的なことで出していただかなくては私は納得できないと思うんですね。そこらあたりを市長さんの考えとかいうのをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 民生委員さん、上げたのがいいのか下げたのがいいのか、民生委員さ

んは、わしはボランティアだという人もたくさんおられます。ちょっと課題として今、私、初めて受け取ったんですけど、こういう課題を整理しながら考えていかないといけんと。それで、今ここで1万円にしますとか言うても失礼な話になるんで、ちょっとこれも気に入らんかもわかりませんが、一応民生委員さん方とも話をしながら、実態を踏まえながら課題としてとらえていきます。

亀岡委員長  
青原委員

青原委員。

例として挙げるのはどうかと思うんですが、農業委員会さんあたりの例もあるんですね。そこらとの絡みもあるので、できれば早急に考えていただきたいというふうに私は思うんですが。ある民生委員さんに聞くと、やっぱりいろんな雑用的なこともやらないといけん、いろんなこともしないといけん、それについてはまた自分の自動車であっちこっち移動しないといけんというような状況がほとんどなんだろうと思うんですよ。そこらに対してでも、やっぱり市としての感謝の気持ちということはないけど、住民福祉に寄与してもらっとるんじゃいう意味合いで増額をお願いをしたいというふうに要望しておきます。

以上です。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

最後に聞こうと思ったんですが、それじゃあ先に聞きましょう。ついに出ましたので、今。今回、障害者福祉相談員を新設されました。その報酬が17万8,000円ということになってるわけですけど、月額。人権委員さんの場合は20万という額になってます。その差についてお伺いいたします。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

このたびお願いしております新規の相談員さんですが、一般的な一つの事務補助的な考え方での17万8,000円的な考えを持っております。人権相談員につきましては、これは合併当時の報酬であろうと思えますが、いろんなこれも外に出られたり、夜、話されたりとか、いろいろ行動範囲が結構広く動かれます。そういった意味での差額というような考え方を持っていただければいいんじゃないかと、このように思います。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

行動範囲が広いだけのことであれば、今の根拠の説明であれば、別に17万8,000円じゃなくても20万でもいいんじゃないかなというふうに考えますけど、もう少しその2万2,000円の差についての根拠をしっかりと答弁いただきたいんですけど。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

人権会館の件の人権相談員、これは先ほど言いましたように、大体週30時間の勤務で、いずれも非常勤の方はそれぞれそういった形でありませう。一般事務の関係も週30時間という形ではありますが、根拠といいますか、人権相談員の活動というのは、ある程度それぞれ非常的なこともあるわけです。極端に言えば、人権的な一つの問題等が発生した場合、い

ろいろ5時からでも当人と会うて話をされたりとか、ある程度8時から5時までに束縛されないというようなことも結構ありますし、自分の車を使っていたら、それぞれ相談員の家庭等、そういった行動範囲が広いという形であります。一般的な一つの事務の相談の方には、本庁のほうに座っていただいて、来たお方をそれぞれ相談を受けると。この方には、大体週30時間という決まりという形の中で勤務をしていただくという、その差であります。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員

やはりちょっと根拠的にしっかりしたものじゃないというふうに私は考えます。特に障害者の人、じゃあ人権問題ないんかという、あります。非常にあると思います。また、障害者の方は、自立されてる方はいいですけど、自分で動かせない方の場合には、相談者の方は多分そこまで行かないと相談を受けられないような状況も発生するんじゃないかなというふうに考えます。やはりその観点から見ると、先ほどもいろいろ民生委員の話もありましたけど、この月額報酬について、やはり全体的に見直していく必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、そのあたり市長はどのようにお考えでしょうか。

亀岡委員長

浜田市長。

浜田市長

先ほど民生委員のお話でもございました。一応全体的に見直しはしていきたいと思います。いろんな意見を聞きながら、また方向性を定めていきますので、よろしくお願いします。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員

続いて、91ページの福祉センター運営費の中の工事委託料というのが650万あります。かがやきの浴槽改修ということなんですけど、この内容についてお伺いいたします。

亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

内容について御説明をいたします。

まず、タイルの修理でございますが、これは安芸灘地震で発生を最初したものと考えております。この地震によりますタイルの目地にひびが発生いたしまして、これが経年の中で広がって、タイルの内側に水が入るようになって、非常に衛生的な問題が起こっております。これのタイルの修理が1点でございます。

もう一つ、レジオネラ菌対策でございますが、福祉センターのかがやきをつくって以来、各公衆浴場でレジオネラ菌によります感染症が発生いたしまして、保健所のほうから指導が入っております。その際、この浴室につきましても、光熱水費を節減するために循環式をとっております。この循環式の装置が保健所の対応の部分から不足しておりますので、この循環装置を交換するものでございます。

以上でございます。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員

まず、これまだ建設されて4年ぐらいだと思うんですけど、浴槽の部

分は特養のほう……。わかりました。それでは、理解できますので、わかりました。

じゃあ、ちょっと次の質問をさせていただきます。保育所、また児童館並びにそういう福祉関係のセンターですね、今回もやはり宮城に起きました地震で、学校等の施設においても屋根が落ちたり壁が落ちたりという非常にたくさんの状況がありました。学校については、耐震強度についての検査をされてますけど、そういう施設についての検査をされているのか。また、されてないのであれば、今回、予算に含まれているのかどうかということをお伺いいたします。

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

保育所耐震強度検査をしておるかという1点目の質問でございますが、保育所につきましては、一番新しい建物でも、みどりの森、ひまわり保育園で平成7年、平成9年度の建築でございます。それ以外の8つの公立保育所は、それ以前の建築でございます。現在のところ地震に対するそういった基準で建てられたものではございません。したがって、日々といたしましうか、毎月、避難訓練を各保育所でやっておりますが、こういった自然災害が起こらないように願うのと同時に、日々の安全についても、万が一起こったときには避難経路等をどうするかというのは、マップ等を明記したりして、すぐ逃げられるようにというのは所長を通じて指導しておるところでございます。予算化はしておりません。

以上です。

亀岡委員長  
明木委員  
是常子育て支援担当課長

答弁残っておりましたか。

児童館と福祉施設が残ってます。

児童館も、向原児童館と刈田、そして根野児童館がそれぞれございますが、いずれも耐震の強度検査はしておりません。

以上です。

亀岡委員長  
沖野高齢者福祉課長

沖野高齢者福祉課長。

市内の公設民営の高齢者福祉施設につきましては、幸いにも新しく整備した施設が多うございまして、法的なクリアをしている施設が大半だと考えております。ただし、古い施設がございます。老人憩いの家等は古くはございますが、耐震基準の検査の予算化はいたしておりません。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

避難訓練等でそれを充実させていくということですけど、それであれば、地震予知を今放送してくれる装置があると思うんですけど、その設備はされているのか、まず伺います。

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

児童福祉施設につきましては、そういった地震に対する警報装置は取りつけておりません。

以上です。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員 市長にお伺いします。先ほどから子育てについて、また子を守っていくために大切なことだということで、いろんなところで今、質問が出ました。また、今、私がさせていただいた質問は、本当に地球温暖化の影響か、地球環境がどんどんどんどん狂ってきて、いつ災害が起こるかわからない状況にあります。そういう中で、やはり子どもが集まる場所は、安心・安全に子どもを預けれる場所にしないといけないということがあると思いますので、そのあたり、耐震性についての対策とか、もしくは予知装置なりの設備などについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 これことしになった問題じゃないと思うんですけど、今までずっと課題としてあるんだと思います。大切な話なんで、今こういういい提起をされましたので、今後、例えば防災避難とか、いわゆる避難所とか公共施設とか、こういう全体的に一応安全のチェックはしてみたいと思います。

それから、現在、学校とか、そういうものについてはやるようにしてるんですけど、こういう公共施設等については、委員御指摘のように、安全を確保しながら行政も進めていきたいと。昨今、財政状況は厳しいんですけど、安芸高田市なりにそういう防災対策についても配慮していきたいと思います。多分法律が昭和50何年か、建築基準が変わりまして、それ以降についてはちゃんと建築基準法でチェックしてるんですけど、それ以前の建物について問題があると思いますので、早急に市としてのそういう検討はしていきたいと思います、公共事業全体について。

亀岡委員長 明木委員。

明木委員 子育て支援についてお伺いいたします。けさもひろしまこども夢財団から広島県小児科医師会、そこから連絡が入ったんですけど、訴状がどんどん送られてくる。例えば子どものケアの仕方とか、病気がはやってるとか、そういう情報が来るんですけど、そういうことについて支援、サポートを今回の子育て支援の中でやられていますか。それとも、やられてなかったら、そういうところに対応するような啓発運動は含まれていますか。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

重本<sup>（社会福祉課長）</sup> この事業の改革制度に伴います医師不足というのは、全国的な一つの課題だと。委員御指摘のように、本市にとっても、吉田病院にしても常勤が、2名の医師がおられましたけども、昨年度は一極集中という形で、非常勤の1名という形であります。これは一般質問等でも同僚議員等でもいただいておりますけども、この対策としましては、昨年は県の委託を受けまして、小児救急医療等の市の医師会において3回の研修をいただいで、初期治療的な一つの形というものは医師会のほうで協力していただきまして、研修等を重ねてきたところであります。

本年につきましては、それをいかに御利用いただくかと、医師会のほ

うも協議を重ねていきますし、保護者のほうも広報等でもいろいろお願いしております。この医師不足につきましては、初期段階の一つの対応の仕方とか、かかりつけ医をしっかり持ってくださいと、それが一つの医師不足に対応する形だろうと広報等でもお願いしているところであります。保健医療課のほうも、先ほどありました妊婦指導等、子育て支援等を重ねておりますけども、そういった点も初期治療等は、かかりつけをお持ちくださいという指導はしておりますが、今の芸北の保健対策協議会がありますけども、これも一つの課題で上がっております。

今日、また北広島町さん、そういった圏域内での医師不足をどのように解消していくかという、こういうテーマを持っておられますし、うちの市長のほうも幹事に入っております。そういった点では、十分うちの現況等もその場で意見を述べていただいたり、その意見を県等にもお願いをしていかないといけないということでございます。毎年、内科のほうも、吉田病院も10名おられました内科医も、今、現況は6名しかおられません。それも2名は毎年こうして大学のほうに派遣をお願いして、何とか6名でも保ってくれという形であるのが今日の現況でありまして、こういった努力は日ごろから積み重ねていかねばならないと、このように考えております。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

ちょっと後期高齢者の医療制度のことについて、一般会計に關しますことでお聞きをしたいと思ひます。

19ページに後期高齢者医療保険安定拠出金として、存目で上がってるわけです。今後、国庫負担金が恐らく推定ですと必要になってくるのではなからうかというふうに思っておりますが、一方、県の支出金のほうでは4分の3、9,000万余り組んでございますね。そうすると、関係からいけば、国の今の負担金も、支出金もそれに相当するだろうというふうに思うんですが、今後どういったような形でこれが出る予定なのか。そこら辺についての見通し、あるいは実際これから組合の運営状況次第の関係もあるかと思ひますが、市にとっても、このことはやっぱり大きな課題だろうというふうに思ひますが、そこら辺についての概略の方向をお聞きしたい。

それと、次に繰り入れの問題でございます。老人保健の特別会計繰入金として3,000万余り、過年度の精算分という形で組まれております。一方、歳出では8ページに老人保健の特別会計繰出金ということで、説明では3月分の1カ月分を想定をし、その繰り出しを予算化したという説明だったというふうに思ひます。原則今までの例でいひますと、老人保健については、大体8月、9月に最終的な決定を見るということで、今後、繰り出すべき要素のものが補正の中で出てくるのではなからうかというふうに想定をいたしておりますが、そこら辺についての予算化についてお聞きをしたい。まず、この2点。

亀岡委員長

久保保健医療課長。

久保保健医療課長 最初の質問でございますけども、19ページ、後期高齢者医療保険安定  
拠出金、存目で1,000円上げております。これは後期高齢者医療の保険  
料の軽減ということで、社保被用者分が入る予定でございます。国庫負  
担として10分の10でございますけども、まだ確定してはいたんですが、  
今のところ1,107万1,872円、あくまでも確定ではございませんけども、  
被用者分1,150人分となっております。繰入金につきましては、19年度  
の精算分として計上しております。それから、繰出金につきましては、  
今年度の繰出金ということで計上しております。

以上です。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

まず、今の国のほうの決定については大体现状わかりましたので、ち  
よっと老人保健のほうの繰り出しのほうの関係でございますが、今年度  
さらに補正が要求される見通しになるのではなかろうかという、そこら  
辺についてはいかがでございますか。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

この繰出金につきましては、先ほど担当課長のほうが申しましたよう  
に、本年といいますか、3月分の1カ月分に対する市の持ち分の繰り出し  
ということでありまして、その後まだ伸びないかということだろうと思  
いますけども、現在のところ精算金等も過去2年来ないことも、精算もご  
ざいですが、それが来ない限りは、それに対する持ち出しの精算金とし  
ての形ぐらいの金額かなという、動きとしては、そういう考えでおりま  
す。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

済みません。95ページの私立保育園のことでお伺いいたします。19の  
節で負担金補助及び交付金の関係で、延長保育の費用のために478万  
3,000円というふうにお聞きをしたんですが、それで、ここら辺の具体  
的なことについて市のほうで、私立のことですから、そこら辺の管理は  
難しいかと思いますが、どういうふう把握をされてるのか。

それと、その下の補助費の関係でございますが、私立保育所の職員の  
研修費用補助金という形で、ささやかながら11万7,000円ほど補助が出  
ておりますが、これは各単体での補助なのか、あるいは共同といいます  
か、4カ所あるかと思いますが、そこら辺のいわゆる研修内容について、  
どういう形で行われてるのか。

もう1点、市立の分と私立との相互連携的な研修的なものがあるのか  
どうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

まず、478万3,000円計上しております補助費でございます。この件に  
つきましては、きのうも説明いたしました。今村議員さんも御存じだろ  
うというふうに今言われましたが、可愛保育園さんのほうと入江保育園  
さん、八千代南さん、刈田保育園、それぞれ延長保育をやっていただ  
いております。具体的には、可愛保育園に225万1,000円、入江保育園に

193万2,000円、八千代南と刈田保育園、それぞれ30万ずつということで予算計上しております。私立の保育所の職員の研修への補助金の11万7,000円でございますが、これは職員研修費補助ということで、それぞれ私立4園の広島市等におきます保育所長会議あるいは保育の質を高める研修等々の参加する旅費の補助分でございます。

それで、私立との連携でございますが、これは市保連といまして安芸高田市保育連盟というのがございます。私立の保育所さんも、これに加盟していただいておりますので、いろいろ協議するときには寄っていただいて、行政のほうからも説明をしたりお願いをしたり、そして運営方針、市全体の考え等をこの場でやっているのが実情でございます。公立保育所は、毎月定例的に保育所長会議をしておりますし、こういった市保育連盟との連携を今後もいろいろ現場の声を聞く場として活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

それでは、保健衛生のほうの関係でございますが、117ページの中ほどに食生活改善推進協議会への補助金ということで70万組んでございます。これはどのような推進協議会で、これは全市に展開されてるものかどうか。そこら辺についての内訳について、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

食生活改善推進協議会ですけども、旧町時代は各旧町単位でございました。合併当時一つにまとめまして、安芸高田市食生活改善推進協議会として立ち上げて活動しております。今、会員数が約200名あります。それで、各地域での主には地域伝達講習ということで、自分たちが学習したものを地域に伝達していくというのが主な活動でございます。補助金70万円出してるんですけども、主に活動費として、原材料費については参加者の方が一応出していただくという方向ではあるんですが、研修時の材料代であったりという形で補助金のほうは使わせていただいております。

活動件数のほうが全市で156回集めて伝達講習をされております。延べ人数のほうが3,500人余りということで活動されております。それに市の行事に協力するというのも活動の中にございますので、献血であるとか総合健診あるいは健康福祉まつり、歯科保健大会等、いろいろ場面で食についてのイベントの中で食生活の大切さを伝えていただいております。

以上です。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

113ページのファミリーサポートセンターの運営委託ということで270万組んであるわけです。このファミリーサポートが創設されて2年ないし3年ぐらいになるんですかね。その運営状況及び現況について、御

報告をお願いをしたいと思います。

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

今村委員さんの質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業でございますが、平成19年度で依頼会員72名、提供会員62名でやっていただきました。内容といたしましては、保育所などの登園前の預かり150件、送り迎え、帰宅後の預かり163件、イルカクラブ等の迎え、預かり148件、迎え送りがその次に126件、保育所・幼稚園の迎えのみというのが68件、保護者の用事のための預かりなどということで60件、合計715件のファミリーサポート事業の利用をいただいております。20年度も、新年度も270万円を計上いたしまして、社会福祉協議会と連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

ちなみに利用料は、1時間当たり600円でございますが、利用者負担が300円、これは平日でございます。平日といっても月曜日から土曜日までが1時間当たり600円、日曜日、祝日、年末年始が700円ということでございますが、それぞれ半額を市が負担ということでございます。預かる対象年齢でございますが、生後6カ月から小学校3年生まで、次に障害がある児童につきましては、中学3年生までといったことで、いろいろ保護者の方が使われる場合は、このファミリーサポートセンター事業を利用していただきたいし、この啓蒙も広報紙等でまたやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

亀岡委員長

質疑が続いておりますが、ここで休憩にしたいと思います。午後1時までといたします。

~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

亀岡委員長

再開をいたします。

午前中のところで質疑という声が出たところから上がってまいりましたので、山根委員からの質疑をしてください。

山根委員。

山根委員

それでは、子育て支援のほうの保育所関係の運営費についてお聞きいたします。95ページから吉田保育所から、続きまして10施設の保育園の経費が上がっておりますけれども、使用料及び賃借料のところを見ていきますと、テレビ受信料として上がっているところが3件、みどりの森保育所とひまわり保育所、向原こぼと園はテレビ受信料として上がっているんですけれども、ほかの保育所・園については、そういったテレビ受信料というものが上がっておりません。これは保育にかかわる経費として出されているんだと思いますけれども、計上の仕方が違うのかということと、それから視聴覚機器の設置状況が違って、こういう結果にな

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

ってるのか、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

是常子育て支援担当課長。

山根委員さんの御質問にお答えいたします。

昨日、保育所部分につきましては、包括的な説明で終わりました。よく精査されまして質問が出されたことに対しまして、大変恐縮しております。テレビにつきましては、こういった質問も出るんじゃないかなということで、安芸高田市内で公立保育所、44台テレビを設置しております。そのうち先ほど委員さんのほうからも御指摘がありましたように、みどり保育所の調理室のほうへ1台、そしてひまわり保育所のほうへ1台、向原こぼと園の休憩室のほうへ1台設置しております。残りの41台については、各保育室のほうで教育用の視覚機器として設置しております。

NHKさんとも協議してきたわけですが、教育用の視覚機器として使わないテレビについては、受信料を納めていただきたいというNHKさんのほうからの依頼もありまして、いろいろ協議いたしまして、この3台分につきましては受信料を払うといったことで予算計上をさせていただいております。

なお、視聴覚テレビといたしましては、一般テレビは見ておりません。DVDとかビデオとか幼児保育に係る教育的な映像を見ておるといったのが現状でございます。

以上でございます。

亀岡委員長  
山根委員

山根委員。

それでは、44台のうち3台は受信料対象と、残りの41台は各保育所に視覚機器として配備されてるということですが、このたび私、一般質問において保育所の運営について、いろいろ現場の声やら保護者の声を聞いて回りました中で、ある保育所においては、当分前からテレビ、ビデオが壊れていると。それで、このたびの異動で今度新しくかわられた方が、ここにはテレビ、ビデオがないと。前任者は、どうも自分の個人持ちで持って入っていたというようなことをお聞きしております。

一般質問の折、市長は、保育の内容はこの保育所も同一であると、同じ、変わらないはずだと言われました。私は、地域的に違いがあると申し上げましたけれども、保育の内容というのは、ハード、施設においては公立であればすべて同一であるべきだと思います。ハードのものが機器がないところがある、あるところがあるということは、これは本当に公平感に欠けると思いますし、このたびの大きい異動というのは、こちらでハードを使った先生がまた全然ないところに行くというのは、たちまちの保育に混乱というか、負担を大きく感じるものであると思います。

私は、視聴覚機器を保育に使う是非は、できれば使わないほうが良いと思っておりますけれども、歯磨き指導やら非常時の対応の仕方とか、教育ビデオとしては視覚としてかなりの効果もありますし、また保育所

の9割以上が女性ということでもありますので、子育て中の女性にとっては、自分の子どもの病気に対応したりして出勤できない場合に、急にそういう場合もありますので、調べた中では慢性的に人手不足に陥っていて、周辺の保育所からの応援を求めている保育所もありました。そういう状況の中、1人の保育士が30人、40人という園児を見るという、そういった環境の中で、安全面とか保育士の負担を少しでも軽減するという意味では、たまには視聴覚も必要ではないかと思います。

先ほど各保育室とかという言葉もありましたけど、各保育所にちゃんと1台、テレビ、ビデオとして設置されてるかどうか、そういうところをお聞きするとともに、もしないところがあれば、公平性の面からどのように対応されるのか、お聞きいたします。

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

テレビにつきましては、各保育所、ちょっと台数を読み上げたいというふうに思います。吉田保育所に8台、みどり保育所に先ほど言いました調理室1台と合わせて3台でございます。ひまわり保育所に事務室に置いてある1台と保育室に3台で4台でございます。そして、くるはら保育所におきましては1台あったわけでございますが、これは壊れていまして今使っておりません。これ20年度で予算において購入するように計上しております。ふなさ保育所におきましては2台でございます。小田東保育所6台、甲立保育所5台、小原保育所6台、向原こぼと園が先ほど言いました休憩室で1台と保育室へ7台で計8台でございます。川根保育園につきましては1台でございます。

テレビも日々の保育内容において、テレビを見る時間というのはカリキュラムの中に組み込まれておりません。ただ、お迎えの時間、全体がホールに集まったときに、お迎えの時間、それぞれ迎えに来られる時間、待ってもらうときに、これも最初から最後までテレビを映しておりませんが、大体16時から16時半の30分間ぐらい、NHKの教育テレビを見ておるのが実情でございます。テレビも教育にいい場合と悪い場合がございまして、広告のコマーシャルの入ってるテレビを日常つけておくのは日々の保育では取り入れておりませんし、こういったテレビを有効に利用して子どもの情操教育に役立つビデオあるいはDVDを見させていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

亀岡委員長

ほかにありませんか。

松村委員。

松村委員

1点お尋ねいたします。79ページに老人クラブへの補助金が県の補助金172万を加えて820万計上になっとるわけですが、今、高齢比率も年々上がってくる中で、老人会の現状、団体数と会員数をお知らせいただくとともに、この820万がどういうふうに配分されているのか、あわせてお尋ねいたします。

亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

老人クラブの現状につきまして御説明を申し上げます。

総体的に老人クラブといたしましては、県内あるいは全国と同じ状況ではございませんが、同じ課題を抱えております。高齢化と新規会員の加入がないという現状でございます。その中で、会員数も全国的に毎年下がっております。20年度の当初予算の組み立てといたしまして、現在4,740名の会員数で補助金のほうを計上させていただいております。単位クラブ数は現在が99単位クラブという状況でございます。単位クラブ数も、一昨年ですか、1クラブ減り、会員数も毎年減少しているという状況でございます。失礼いたしました。99が平成19年度でございますが、平成20年度に96単位クラブに減少したようでございます。

なお、各町への配分につきましては、安芸高田市の老人クラブの補助金といたしましては市老連へ一括交付をいたしまして、市老連のほうから各旧町老連へ配分をされます。配分の額につきましては、現在、資料を持ってきておりませんので、19年度の実績額につきまして資料を持ちまして、後ほど御説明をさせていただきます。

以上でございます。

亀岡委員長

ほかにありませんか。

秋田委員。

秋田委員

1点ほど伺いたいいたします。77ページの障害者自立介護給付事業の中で13番の委託料として障害者福祉計画策定委託料とございます。それで、これが第2期の計画策定だと、こっちの新規事業ですか、平成21年から23年度までの障害者計画第2期障害福祉計画の策定ということでございますが、これは計画のほうは多分安芸高田市地域自立支援協議会構成員ということでつくられてるんだと思うんですが、メンバーは少しかわっているんじゃないかと思うんですが、そこらあたりかわられたメンバーも含めて、策定をされるのかどうかということをお伺いいたします。

亀岡委員長

重本社会福祉課長。

重本福祉事務所長(社会福祉課長)

障害者計画の関係でございますが、この中には、先ほども申し上げましたように、高田郡の障害者プランというのが連合時代につくったものがありまして、それを新たに安芸高田市の障害者計画、障害者のプランとあわせて障害者福祉計画の2期目が21、22、23、21年度から始まるということで、その策定ということでございます。その母体といたしましては、策定委員会というをつくるんでございますが、その前段といたしまして、委員おっしゃられるように、自立支援協議会でもんでもらういたしますか、議論していただくということでございます。新年度になりまして、まだメンバーも人事異動とか、いろいろな関係でかわられた機関もありますので、新たな施設とか団体を含めまして、行政職員も含めました中での新たなスタートということになるかと思えます。それを土台にいたしまして、国のほうも7月過ぎぐらいにある程度の新しい特別対策事業が、本来のまた自立支援法の軽減措置的なものに

なるような気がするんですが、新たな方針も出てこようと思いますので、そこらも含めまして協議会でもんでいきたいというふうに思っております。

亀岡委員長  
秋田委員

秋田委員。  
安芸高田市障害者福祉計画、ちょっとこの内容に入っては申しわけないかもわからないのですが、この内容を読ませてもらっていると、20年度に必要な見直しを行った後に第2期計画を立てるというふうの中にうたってあるんですけども、そこらあたり具体的には無理かもわかりませんが、見直しというのがどこらあたりをどう見直されるのか、簡単に結構ですので教えていただきたいと思います。

亀岡委員長  
重本福祉事務所長(社会福祉課長)

重本社会福祉課長。  
細かい資料につきましては、ちょっとまた担当のほうを持ってきますが、当初、第1期につくりましたときには自立支援法、3障害一緒になったものでスタートということでしたので、いろいろな目標数値なり目標年度、20年度ということの中での数値とあわせて23年度末まで、21、22、23年度までの見越したものもあわせてやっとなるんですが、20年度当初のスタートから、今年度ある程度の見直しをしないといけんというふうな思いも持っておりますので、ここらは今、数値的にちょっとどうこうというのは申し上げられませんが、協議会の中でのいろいろな議論につきまして、担当のほうは後ほど調べてまいります。

亀岡委員長  
秋田委員

秋田委員。  
概略で結構なんです。今ここで見直しがどうのこうのということを私が聞いても、そのことはまだ今から策定されるんで、決してそのことを深入りしようとは思わないんですが。ただ、もう1点ちょっとこの内容でお伺いしたいのが就労のほうの問題で、昨年もだれか質問されたと思うんですが、市役所内における障害のある人の雇用率は、18年度10月末で0.95%と。法定雇用率では2.1%にしないような状況のことがこの中に書いてございますけども、19年度においては、ここらあたりの数値は変わってきたのでしょうか。それからまた、今後はどのように考えられるのかをお伺いして、終わります。

田丸総務企画部長

障害者の雇用につきましては、ちょっと今、庁舎内でこういった数字になってるかというのはここに持っておりませんので、詳しく申し上げることはできませんけども、必要であれば、また後ほど状況についてはペーパーでお届けをしたいと思います。

一応来年度へ向けて今年度、来年度は障害者の定年退職者もいらっしやいますので、そういったことをかんがみまして、具体的にどのようにしていくかということは今、市長、副市長と協議をしてる段階です。

以上です。

亀岡委員長

数字のほうの説明、社会福祉課長からということですか。

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

先ほど松村委員さんから老人クラブ連合会に対する補助金の支出につ

きまして、数字の御説明を申し上げます。

19年度の市老連へ対しての補助金が960万円の実績でございます。その市老連960万円交付した中で、約86万円くらい市老連の全体事業として支出をされ、残りの873万8,000円が旧6町の町老連へ交付をされております。また、873万8,000円の交付の中から、旧町老連でまた独自の事業をされまして、単位老人クラブに対しまして合計で509万8,000円余りが単位クラブのほうへ市老連のほうから経由して補助しておるといふ19年度の実績報告をいただいております。

以上でございます。

亀岡委員長  
小笠原社会福祉課主査

小笠原主査。

失礼します。障害者プラン並びに障害者福祉計画の見直しについての内容ですけれども、昨年1年間を通して自立支援協議会のほうで検討していただきました成果について、何点か上げてあります。その中で、精神障害者の方の退院促進事業、このことにつきましては地域に移行するというところで、住環境並びに地域住民の方の協力体制、それから生活訓練の場の確保、そういったもろもろの課題があります。そういったものについての新しいサービス体系が必要になりますけれども、そういったものにつきましては、全く第1期の計画の中には盛り込まれておりません。

それから、自立支援法に基づきまして経過措置がとられております施設の旧体系から新しい体系への移行を23年度までに終えなければなりません。その新体系への移行が施設につきましては現在、精神障害者の福祉施設並びに小規模通所授産施設等の一部の新しい体系の移行はありますが、それ以外の旧体系については23年度までに移行するというところで、そういった21年度から23年度までに必要な数値の見直しになると思います。

以上です。

亀岡委員長

ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員

1つ伺いたします。77ページの扶助費の中で、中段のところの日中支援事業とあるんですが、何のことをされているのか教えてください。

亀岡委員長

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長(社会福祉課長)

これは、日中支援事業と申しますのは、デイサービスとか日中のショート関係の扶助費関係施設に出すというふうなものでございます。

亀岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

ここで執行部の入れかわりがございます。

~~~~~

午後 1時25分 休憩

午後 1時28分 再開

~~~~~

亀岡委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて、議案第70号、平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 それでは、議案第70号、平成20年度国民健康保険特別会計予算の要点の御説明を申し上げます。

平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億7,173万9,000円で、対前年比1.9%の減額となっております。

また、一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定めてさせていただくものでございます。

まず、国民健康保険の概要でございますが、本市の平成20年4月末現在の世帯数は1万3,232世帯、人口は3万2,720名で、そのうち国民健康保険へ加入している世帯につきましては4,980世帯、被保険者数は8,142名となっております。全体に占める割合は、世帯で約37%、人口で約25%、大体4人に1人となっております。本年4月1日から施行された医療制度改革に伴いまして、世帯で約2,800世帯、被保険者数で約5,300名が後期高齢者医療制度の被保険者となっております。

本年度は、65歳以上74歳未満の高齢者の医療費に対する保険者間の財政調整や後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金の拠出、また40歳以上の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の義務化など、保健医療を取り巻く環境が今年度より大きく変わってまいります。言うまでもなく国民健康保険制度は、地域医療のかなめとして被保険者の健康と安全を確保する上での重要な制度であり、安定的な運営を確保していくことが非常に大切であると思っております。20年度におきましても、医療費適正化に向けた取り組みや生活習慣病予防を中心とした保健事業を一層推進することとし、被保険者の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、今回、提案させていただいておりますこの予算につきましては、去る6月4日開催の安芸高田市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、答申を受けております。

詳細につきましては担当課長のほうから御説明をいたします。

亀岡委員長 久保保健医療課長。

久保保健医療課長 それでは、国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書の252、253ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5億5,190万1,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては8,680万

1,000円、合計6億3,870万2,000円でございます。前年度に比して2億30万5,000円、23.8%減で予算計上しております。これにつきましては、75歳以上被保険者が後期高齢者医療へ移行したことによります。

次に、2款使用料及び手数料、1目総務手数料、1節徴税手数料1,000円、納税証明手数料として計上しております。

次に、3款国庫支出金、1目事務費負担金につきましては、療養給付費事務費負担金として存目として1,000円を計上しております。

2目療養給付費等負担金、1節現年分といたしまして4億8,047万1,000円を計上しておりますが、内訳としまして、医療給付費分が4億522万7,000円、老人保健拠出金分が2,818万1,000円、介護納付金分が4,706万2,000円となっております。それぞれの支出額の34%が国庫負担となるものであります。2節の過年度分につきましては、存目として1,000円計上しております。

3目高額医療費共同事業負担金の2,631万4,000円でございますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1が国庫負担であります。

次に、254ページをお願いいたします。4目特定健康診査等負担金233万8,000円でございますが、健康診断基準単価の3分の1が国庫負担であります。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金1億2,717万7,000円につきましては、医療給付費分が1億726万2,000円、老人保健拠出金分が745万9,000円、介護納付金分が1,245万6,000円で、それぞれの支出額の9%が普通調整交付金として交付されるものであります。次に、2節特別調整交付金5,373万7,000円につきましては、結核精神医療費が多額であるということで、5,313万6,000円、医療費通知によるものが60万円となっております。

2目国民健康保険特別対策補助金、3目の後期高齢者医療制度施行準備補助金につきましては、今年度はございません。

3款で4億9,586万9,000円の減額は、老人保健拠出金額の減額、また高齢者医療に関する保険制度下の財政調整によるものであります。

次に、4款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、2,631万4,000円を計上しております。これは高額医療費共同事業拠出金に係る4分の1の県負担金でございます。

2目特定健康診査等負担金233万8,000円につきましては、健康診断基準単価の3分の1の県負担金であります。

次に、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、1億423万8,000円を計上しております。内訳といたしまして、医療費給付費分が9,309万9,000円、老人保健拠出金分が580万2,000円、保健事業分が533万7,000円となっております。それぞれの経費の7%が財政調整交付金として交付されるものであります。

次に、5款療養給付費等交付金につきましては、1節現年分としまして7億7,194万5,000円を計上しておりますが、これは退職被保険者に係る

医療費、また老人保健拠出金に対して支払い基金から交付されるものであります。

5款におきまして4億6,497万2,000円の減額は、退職者医療の対象者が60歳以上74歳までの被保険者であったものが年齢が60歳以上64歳までとなり、65歳以上がすべて一般被保険者扱いとなったための減額であります。

次に、6款前期高齢者交付金につきまして、1節現年分として12億2,706万4,000円交付されるものであります。今年度より始まったものですが、高齢者医療に関する保険制度間の財政調整に伴う交付金でございます。

次に、7款連合会支出金、1目連合会補助金につきましては1,000円、存目として計上しております。

次に、256、257ページをお願いいたします。8款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金につきましては、5,263万1,000円計上しております。これは県単位で、1件80万円以上の高額医療費の負担調整を図るために交付されるものであります。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金の3億8,231万4,000円につきましては、各保険者間の保険料を平準化するため、1件30万円以上の医療費の負担の調整を図るため交付されるものであります。

次に、9款財産収入、1目利子及び配当金につきましては70万円、財政調整基金の運用利息を計上しております。

10款繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金1億9,991万円につきましては、一般会計で説明しましたとおり、国民健康保険法に基づき一般会計が国保特別会計に繰り入れることとされております繰入金でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては7,450万3,000円、基金を取り崩して繰り入れることとしております。若年層における高齢者医療に関する保険制度間の財政調整が行われることにより、基金繰入額が減額しております。

次に、11款繰越金、1目療養給付費交付金繰越金並びに2目その他の繰越金につきましては、それぞれ存目として1,000円計上しております。

次に、12款の諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金50万円、2節退職被保険者等延滞金3万円、3節過料を1,000円計上しております。

次に、2項預金利子、1目預金利子につきましては、存目として1,000円を計上いたしております。

次に、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料として1,000円、4項雑入、次、258ページに移っていただきまして、1節延滞処分費は、存目として1,000円、2節一般被保険者第三者納付金につきまして、交通事故等第三者行為による納付金を50万円計上しております。3節退職被保険者等第三者納付金並びに4節の一般被保険者返納金、5節退職被保険者

等返納金、6節の雑入につきましても、それぞれ存目として計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。説明資料260、261ページをお願いいたします。1款総務費8,291万1,000円につきましては、一般職員人件費、総務維持管理費、連合会負担金、賦課徴収費、滞納処分費、運営協議会費等を計上いたしております。1,850万1,000円の増は、今年度から始まります年金からの特別徴収に伴うシステム改修費が主なものとなっております。

次に、262、263ページをお願いいたします。2款保険給付費といたしまして、予算総額は29億8,325万4,000円を計上いたしております。7,961万8,000円の増は、医療費の伸びを3%見込んで積算したのによりります。

1項療養諸費、一般被保険者並びに退職被保険者の医療費の7割相当分として27億2,830万円を計上しております。

2項高額療養費2億3,820万2,000円は、一般被保険者並びに退職被保険者の高額医療費の給付に要する経費でございます。

3項移送費につきましては、存目として1,000円計上いたしております。

次に、264、265ページをお願いいたします。4項出産育児諸費といたしまして、35人分1,225万円、5項葬祭費として90人分450万円を計上しております。

3款後期高齢者支援金、後期高齢者事務費拠出金といたしまして2億9,000万7,000円を計上いたしております。なお、後期高齢者支援金には、病床転換支援金が含まれております。

4款前期高齢者納付金、前期高齢者事務費拠出金としまして30万7,000円を計上しております。

次に、5款老人保健拠出金ではありますが、1億950万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、老人保健医療費に係る拠出金、平成20年3月の1カ月分を概算で計上いたしております。精算は2年後になりますので、21年度、22年度は概算拠出金額と精算額との差が予算計上となります。

次に、266、267ページをお願いいたします。6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち介護保険の40歳以上65歳までの2号被保険者に係る介護納付金といたしまして、1億3,840万6,000円を計上しています。2,526万5,000円の減額は、18年度の精算額が納付額を下回ったため、本年度返還となりました。しかし、本年度概算分との差で減額となっております。

次の7款共同事業拠出金でございますが、国保財政の安定化並びに保険料の平準化を図るために、県単位で行うものですが、高額医療費共同事業並びに昨年創設されました保険財政共同安定化事業の拠出金として4億8,757万4,000円を計上しております。

次に、8款保健事業費ですが、4,450万9,000円を計上しております。主な事業といたしまして、今年度より高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴いまして実施いたします特定健康診査、特定保健指導等事業費といたしまして2,338万円、たかみや湯の森及び吉田屋内プールの健康教室、またウォーキング大会等、健康増進のための保健衛生普及費といたしまして842万9,000円を計上いたしております。

次に、268、269ページ、疾病予防費につきましては、国保被保険者に係ります人間ドック助成、総合健診個人負担助成金といたしまして1,220万円を計上しております。

9款財政調整基金積立金といたしまして70万円、10款一時借入金利子150万円、11款一般被保険者・退職被保険者等還付金としまして306万2,000円を計上しております。

最後に、270、271ページですが、12款予備費といたしまして、3,000万円を計上いたしております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

亀岡委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第71号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

執行部より要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

それでは、議案第71号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計の予算の要点の御説明をいたします。

予算書でいきますと277ページになりますけども、本年、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計の予算の総額は、5億1,996万5,000円、前年度対比90.1%の減額予算となっております。これにつきましては、本年4月1日から施行された後期高齢者医療制度に老人保健の受給者が移行したためでございます。平成20年度予算につきましては、3月診療の1カ月分の医療費と高額医療費と3カ月分の医療費支給費が主なものでございます。

なお、地方自治法の規定によります一時借り入れの最高限度額は、1億円と定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長のほうから御説明をいたします。

亀岡委員長

久保保健医療課長。

久保保健医療課長

老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療につきましては、今、部長が申しましたように、本年4月より後期高齢者医療に移行しますので、平成20年度におきましては、3月診療分の1カ月分医療給付費と1月から3月に係る3カ月分の高額医療費と現金支給費が主なものとなっております。約11カ月分の医療費等に

相当する47億7,006万9,000円が減額となっております。

まず、歳入から説明させていただきます。予算書の284ページをお願いいたします。主なものといたしまして、1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金から現年分、過年分といたしまして2億4,204万3,000円、交付率は総医療費の50%でございます。

2目審査支払手数料交付金、1節現年分といたしまして約1万6,129件分の180万円の歳入で、補助率は100%でございます。

2款国庫支出金、1目医療費負担金といたしまして1億8,999万3,000円、補助率は総医療費の約33.3%でございます。

次に、3款県支出金、1目医療費負担金といたしまして4,643万8,000円、これは総医療費の約8.3%という補助率でございます。

次に、4款繰入金、1目一般会計繰入金でございます。3,968万4,000円、これは特別会計へ安芸高田市の一般会計からの繰入金でございます。総医療費の約8.4%と対象外経費89万3,000円となっております。

次の5款雑入は、存目的に計上いたしております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出のほうですけれども、286、287ページをお願いいたします。老人保健事業の予算総額は5億1,996万5,000円でございます。主な事業費ですが、医療給付費が4億4,814万4,000円、高額医療費やコルセットなどの現金給付に係る医療費支給額は1,363万円、審査手数料として180万円を計上いたしております。

次に、諸支出金として償還金、一般会計繰出金として3,067万円計上いたしております。

次に、4款前年度繰上充用金としまして2,482万円を計上しております。これにつきましては、平成18年度の交付金、国庫負担金等の歳入より歳出が上回ったため、現金の不足が生じました。平成20年度会計から繰り上げ充用するものであります。医療費の急激な高騰等を配慮し、予備費90万円を計上いたしております。

以上で老人保健特別会計の説明を終わります。

亀岡委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

金行委員 1点お聞きします。後期高齢者保険が4月1日から施行されるようになります。この分の保険の事務量が減ってきますよね。その事務量と後期が今度また事務量がふえとるんですが、後期のところで聞いてもよろしいんですけど、事務量の関係で、どんな比率になっとるか。今までされて、まだスタートしてすぐですから、そうあれやないが、そういうものを把握しながらやっていかないけん部分がありますから、そこらの事務量というのはどうなのか、比較して1点お聞きします。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 先ほど御説明いたしました。この4月から改正によりまして後期高

齢者医療制度が始まるということであります。それに伴います、先ほど他の委員さんからも御質問がありましたけども、高齢者保健医療課のほうは2名増員という形で新しく予算化をしていただいたと。といいますのは、老人医療のほうは3月締め事務处理的なものがたちまちありますけども、この後期高齢者のほうの制度につきましては、御承知のように、保険料の徴収、これら等につきましては各市町のほうで対応していただくということでありますので、そういった意味からいいますと、余り事務量のほうは、どちらかといえば後期高齢者医療制度のほうでふえていくというような形で考えております。

亀岡委員長 ほかにありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。2時10分までといたします。

~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~

亀岡委員長 再開いたします。

続いて、議案第72号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 議案第72号の要点説明に入る前に、ちょっとおわびを申し上げたいと、このように思います。先ほどの山根委員さんの御質問の中で、子育て支援センター長の不適切な言葉があったと思います。この場をかりまして訂正とおわびも申し上げたい、このように思います。よろしく願いいたします。

それでは、議案第72号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算要点の説明を申し上げます。

予算書で申しますと、289ページになります。平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、4億3,226万3,000円で、地方自治法の規定による一時借り入れの最高限度額は、2億円と定めるものでございます。

まず、安芸高田市の後期高齢者医療の概要でございますが、本市の平成20年4月30日現在の人口は3万2,720名で、そのうち後期高齢者医療の保険に加入している被保険者数は6,633名、20年の4月末現在となっております。全体に占める割合は約20.3%となっております。

本年度は制度施行の初年度でありまして、本特別会計は後期高齢者医療制度の被保険者の保険料の徴収と広島県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付に係る特別会計でございます。保険料は広島県内統一で、

均等割が4万467円、所得割につきましては、被保険者の算定所得へ7.14%を乗じた合計額となります。保険料は2年に一度見直しするようになっております。

詳細につきまして担当課長から御説明をいたします。よろしく願いいたします。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

それでは、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

まず、歳入についてですけれども、296、297ページをお願いいたします。主なものといたしまして、1款後期高齢者医療保険料として特別徴収保険料現年分2億9,092万円、普通徴収保険料現年分1,915万2,000円、合計3億1,007万2,000円となっております。徴収につきましては、介護保険徴収構成比率を用いまして、特別徴収につきましては93.8%、普通徴収につきましては6.2%として計上いたしております。

次に、4款繰入金といたしまして、安芸高田市一般会計より事務費繰入金212万4,000円、保険基盤安定繰入金といたしまして、保険料軽減分1億2,005万8,000円を計上しております。

次に、歳出の説明をいたします。298、299ページをお願いいたします。1款総務費といたしまして、一般管理費徴収費131万円、2款後期高齢者医療広域連合負担金といたしまして4億3,013万円、これにつきましては、後期高齢者医療制度に係る保険料を広島県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

3款につきましては、存目として計上いたしております。

次に、4款予備費200万円を計上いたしております。また、制度が確定しましたら、広域連合からの指示があると思うんですけれども、それに基づきましてシステム改修が今から今後必要になってくると思われま。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

亀岡委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

岡田委員。

岡田委員

297ページの普通徴収ですが、もうこれ走りよりもすから、普通徴収の6.2%、現年度分というようになってるわけですが、第1回の徴収の関係ではどのようにつかんでおってですか。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

普通徴収につきましては7月からなので、まだ数字としては上がっておりません。

亀岡委員長

いいですか。

岡田委員

いいです。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員

この制度についていろいろ問題点があったりして、いろいろな観点からの議論が国政においてもされてると状況であります。まず1点、ちょっと把握したいんですけど、私のところへ来た資料によりますと、長寿医療制度というふうに来てるわけなんですけど、これは後期高齢者医

療とかかわりがあるものでしょうか、まずそのあたりからお聞きいたします。

亀岡委員長  
久保健医療課長

久保健医療課長。

長寿医療制度と言われているのは通称名と考えていただけたらと思います。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

じゃあ、この件については非常に後期高齢者という言葉が弊害なりになったということで、国民のほうからも問題指摘があって、今、長寿医療制度というふうに名前も見直しもかかっていると聞きますけど、今後、そのように名前も変更されていくのかなど。まだ施行されて間がないのに、どんどんどんどん中身が変わっていくというような内容のものなんですね。それで、今、普通徴収については7月からという話がありましたが、既にこの制度の見直しをかけようということで、現在の保険料、均等割については、7割の軽減をされてる世帯からの保険料を10月から3月までは徴収しないというような方向性が出ております。

また、所得割についても50%の軽減をしようという方向性が出てる中で、今回のこの予算案ですよね、それが多分歳入がぐっと落ち込むような可能性もあるというふうに思われるんですけど、そのあたりどのようにおとらえか、お聞きいたします。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

この制度につきましては、議員の皆様方から、こうして新しい制度の中でいろんな御質問なりをいただいております。国のほうも、御質問のように、いろいろ制度の見直し等を図っておられます。先ほど例として例えられました均等割の所得の低い人は無料化、また7割を8割5分から9割と、いろいろ見直しをされております。10月からということですが、この制度を利用した場合、当然7割、5割、2割と今までも国保等でもしておりますが、それにつきましては、国のほうもそんだけの削減を確保するという形で、当然市町のほうにもその歳入は見させていただかなければならんということだろうと思います。

詳細につきましては、そこらはまた課長のほうから答弁させます。

亀岡委員長  
俵保健医療課主査

俵主査。

このたびの制度改正によります減額分に関しましては、国のほうから直接広域連合のほうへ保険料の基盤安定分として入ることになり、当然安芸高田市には入らないと思いますので、今後この保険料のほうは変更になってくるかと思っております。

以上です。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

変更になってくるということは、先ほど部長の説明の中にあっただんですけど、保険料の見直しは2年に一度ということだったんですけど、2年もかけずに、すぐまた保険料の見直しをしていくということでしょうか。

亀岡委員長

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

この保険料につきましては、応益・応能の中で2方式の一つの形を、広島県連合会、それぞれ決定をするときには、各都道府県がこの組織を上げて、それぞれ統一的にどのまちも同じ料金を集めるようにというのが一つの目的だろうと思います。今の減免につきましては2年間、今おっしゃるように、均等割をいかにそれぞれ減額をしていくかということでもありますから、均等割そのもの自体は私は変わらないんじゃないかというように考えます。それをいかに7割、5割、2割、それで新しくできました8割5分ですか、9割ですか、そういった形のほうの関係を改正をしていくという形だろうと思います。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員

それでは、先ほども言われましたけど、そのあたり市に負担のかからないように、ぜひ国庫なりからの補填を持ってくるようにしないと、これについては今度また一般会計からの持ち出しがふえると、この厳しい財政の中で非常にまた負担がふえるんじゃないかと思しますので、そのあたりは十分注意していただきたいというのと、システム対応ですよ。今回も、最初にシステム対応が問題になりました。また、こうやってどんどんどんどん変わることによって、また問題が発生するといけないと思しますので、そのあたりのことについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

亀岡委員長

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

この保険料の市負担、減免につきましては、先ほどグループリーダーのほうからございましたが、原則的には広域連合ということでございまして、各市町は、減免をしたら減免をした保険料を徴収して、それを連合のほうに納付をするということでもありますから、単純に言いますと、国県の支出金が本市のほうには入ってこないということでもありますので、そういった面では影響は少ないのかなと思いますけども。ただ、御承知のように、広域連合から安芸高田市にはこんだけの負担金がかかりますよということでもあります。滞納があった場合には、それだけはおっしゃるように補填をして、100%のものを払っていかなければならないということですから、徴収のほうには十分心がけて、滞納がないように頑張ってもらいたいと、このように思います。

それと、システム改修ですが、この制度が始まりまして、当初、市民の皆さん方には大変御迷惑をかけたということでもあります。そういうことがないように、大体ある程度の、全部の被保険者のチェックをするというのは難しいんですけども、間違った教訓を生かすという形で、それぞれのタイプがございまして、タイプといいますのは、2割減とか7割減とか、そういう一つの対象者がある程度線引きをして、そこらが計算どおりにシステムを打ってきてるかどうか、そこらはマニュアル的なものをつくって対応していくというのは指導させていただいております。

亀岡委員長

ほかにありませんか。

藤井委員。

藤井委員 この後期高齢者医療制度、大変中身的にも複雑な部分があって、一般市民、被保険者にしても、わかりにくいというのが先に立ってくると思うんですね。ホームページにも、今、説明があった、大体単身の場合、それから夫婦同一の場合、夫婦単一の場合、それから同居、7割減であるとか2割減であるとか、そこらの保険料は出てるんですが、例えばこれ19年度は国保だったわけですよ。だから、その国保の保険料と今のいわゆるそういう状況の保険料との比較というのは、ホームページ等には出せないものか。そういった資料が例えば今あるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

亀岡委員長 依主査。  
依保健医療課主査 説明会へ持って出ている資料で、ひとり暮らしの場合、後期高齢と国民健康保険の場合の比較、同じくひとり暮らしで年金収入が違った場合の後期高齢と国保の保険料の計算例の比較というのがありますが、金額的には若干高くなる場合と安くなる場合があるんですが、ほとんどの場合はおおむね同等ぐらいかなというぐあいには試算してとるんですが、資料としては説明会へ持って出る資料として用意はしております。

以上です。

亀岡委員長 藤井委員。  
藤井委員 今、私が申し上げたことが皆さんどこまで理解されてるかわかりませんが、いわゆる被保険者にしても、自分の保険料はどうだったんだろうかと、どう変わるんであろうかというところが一番知りたいところであると思うんですね。ホームページ見ましても、現行のいわゆる後期高齢者医療制度の保険料の金額は出てますけども、じゃあその金額は果たして国保の場合は幾らだったんかということですよ。そこで、いわゆる国保の保険料と今回移行したこの制度の保険料との違いというのが明確にわかってくるんですね。それは個々には違いますよ。しかし、おおむねそういった分け方で今、載せてるわけですから、その基準に対して国保の場合はどうだったんかというようなことをホームページへ私はそこまで載せてあげれば、かなり親切でわかりやすいものになると思うんですね。

資料的にも、いわゆる我々としてもそこらあたりがどれだけ違ってきているのかということがわからないわけですよ。したがって、そういう資料があれば一番いいのはいいんですけども、今ないということであれば、早急にそういう資料を作成する考えがあるのか。また、ホームページも、きちっとそこらあたりまで明記して載せるという考えはないのか、そこらあたりをお伺いしたいと思います。

亀岡委員長 久保保健医療課長。  
久保保健医療課長 情報の公開だと思うんですけども、今年度、4月24日にホームページを立ち上げて、それに載せております。それ以降、制度が変化し続けておりますので、今後に向けて、やはり正しい情報につきましては随時ホームページ等を更新し、また広報等を利用して情報提供していきたい

いいと思っております。国民健康保険と併記して載せるように資料をつくりますので、お願いいたします。

亀岡委員長 いいですか。

岡田委員。

岡田委員 先ほどの続きになるんですが、7月から普通徴収が行われるから、状況はそれ以後でなければわからんというんですが、それはそれでいいんですが、6.2%の普通徴収が通常でも困難なんですから、特別徴収というのは年金から差し引きされるわけじゃけえ、これはいや応なしに、ぐうの音も出んのですが。普通徴収の分が自治体の責任に負わされるというところに問題があるんですが、それが国保税の滞納と、連合に納める金は、今、部長が言われたように100%納めないといけませんから、滞納があった場合は、ここへ200万円予備費を組んどってですが、それでも運用して連合のほうへ上げないといけると。何ぼ上げて、滞納というのはそこへ残るわけですから、その自治体で国保税の滞納と合算して、国保税では滞納率が何%向上すれば財政調整交付金でペナルティーが来ると、こういう問題が当然生まれてきますよね。ですから、自治体の方に大変御苦勞をかけるような気がするわけですよ。たかが6.2%いうても、滞納の確率がぐっと高い。何せ高齢者を対象ですから、知らん言う人がまだ大分おってじゃろうし、いや、いちがいをこいてわしは払わんいうて言われたときに、御苦勞かけるようなんですが、そこらは御心配ありませんか。

亀岡委員長 久保保健医療課長。

久保保健医療課長 滞納者についてはリストが上がってくると思いますので、それに基づきまして訪問なり、やはり滞納のないように努力していきます。

亀岡委員長 金行委員。

金行委員 市長にお聞きします。これは私自身も勉強不足で、市長も勉強不足で、市長は、あのときにはいらっしやらなかった。前の市長と議長が出られたんですよね、これ。私自身も勉強不足は何も隠しません。これは2年前に僕も一遍言ったように、ぐしゃぐしゃとやって、それは天引きがいけないとか、今度は何かの親族の長男か何かが引くじゃなんていってぐちゃぐちゃ言って、それはホームページを出しても、出したらまた変えないといけませんので、大変じゃと思うし、保険料、今度7割から9割引く、そういうことになっております。これは市長、今度その連合会へ出席されると思います。されたときに、やっぱりこういうのは、事務される人、それからまたほんまに払わないといけない人、大変だと市長さんも前も言っておられました。前の市長さんもだし、今の浜田市長も言っておられましたので、今度、連合会へ行かれたときには、そういう思いをどっと言ってください。そして、今どう思われとるか、それをお聞きします。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 私も、この制度、本音を言ったら、もっと時間を置いてやりたかった

んだけど、実際問題駆けつけてますので、今やめたら、予算組まんと医療がストップするということなんで、国の流れに沿っていくんですけど、最初のことなんで、さっき御意見が出てるように、最初が肝心なんで、できるだけ滞納がないように、今後うちの負担も少なくなるような仕組みというのをこれから考えていかないといけんと思っているので、こういうようなことに対しては、昨今、また新聞でも、変わってきたら、それはまたついていかないといけんことになるので、この辺のことについては今、委員さんおっしゃるように、私も一言意見を申して帰ります、それなりのときには、それはお約束して帰ります。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第73号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 議案第73号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計の要点の御説明を申し上げます。

予算書の301ページになりますが、本会計におきましては、総額は歳入歳出それぞれ35億8,959万5,000円で、前年度対比3.3%の増額となっております。

また一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

平成20年3月末現在の介護保険の状況につきましては、第1号被保険者数が1万769人、要支援・要介護認定者数が2,365人、要介護認定率は22.0%でございます。居宅・在宅サービス利用者でございますが、1,290人、地域密着型サービス利用者が62人、施設サービス利用者504人という状況であります。

平成20年度の予算といたしましては、保険給付費におきましては、居宅サービスにおいてはサービス利用率の上昇、デイサービスやショートステイ利用の伸び、有料老人ホームの入所者増によりまして、施設サービスにおいては施設入所者の増加で、保険給付費、対前年度比2.8%の増額となっております。

地域支援事業におきましては、対前年比25.7%の増になっておりまして、この要因といたしましては、地域支援事業補助基準額が保険給付費の2.3%から3.15%へ0.85%増加したことによりまして、これまでの老人保健事業で執行してまいりました健診の一部を介護保険法に基づきます生活機能評価として実施するところによるものでございます。また、税制改正に伴います激変緩和措置の延長によりまして介護保険料で予算を編成をしておるところでございます。

詳細につきましては担当課長のほうから御説明をいたします。

亀岡委員長  
沖野高齢者福祉課長

沖野高齢者福祉課長。

それでは、予算書の308ページ、309ページのほうをお願いいたします。歳入でございますが、1款の保険料は、基準月額が4,400円の6段階の保険料でございます。税制改正に伴う激変緩和措置を1年間延長しております。1節は、年金天引きの現年度分特別徴収保険料4億6,470万円、2節は、納付書で納めていただく現年度分の普通徴収保険料4,840万円、3節は、滞納繰越分の普通徴収保険料100万円です。

2款使用料及び手数料の1項手数料、1目総務手数料のうち、1節の証明手数料は存目でございます。2節の事業所指定手数料は、地域密着型サービス事業所の指定手数料でございます。第3期の介護保険事業計画に基づきまして、4件計上しております。

3款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の介護給付費負担金は5億9,724万1,000円で、サービス給付費の国庫負担20%部分です。なお、施設給付費につきましては、国庫負担は15%となっております。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金は3億664万円で、基本的にはサービス給付費の国庫補助5%部分で、これに各保険者の事情による加算、例えば後期高齢者が多く、サービス費用が増大である等特別事情が加味されて交付されます。平成20年度におきましては、9.09%という率で計上させていただいております。

2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）は1,450万円で、地域支援事業のうち一般高齢者、特定高齢者に対する介護予防事業費の国庫補助25%部分です。

3目の包括的支援事業・任意事業は2,034万5,000円で、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業の国庫補助40.5%部分になります。

4目の国庫補助金は、存目でございます。

4款の支払基金交付金のうち、1目介護給付費交付金は10億4,576万8,000円で、サービス給付費の第2号被保険者保険料負担部分の31%部分でございます。

2目の地域支援事業交付金は1,798万円で、地域支援事業のうち介護予防事業費の第2号被保険者保険料負担部分31%部分でございます。

5款の県支出金、1項の県負担金、1目介護給付費負担金は4億9,912万9,000円で、サービス給付費の県負担12.5%部分になります。なお、施設給付費につきましては、国庫が5%ふえている関係上、県負担が5%伸びまして17.5%になっています。

次の310、311ページをお願いいたします。2項の財政安定化基金支出金は、保険料財源が不足した場合に県の財政安定化基金から借り入れるもので、存目でございます。

3項の県補助金、1目の地域支援事業交付金（介護予防事業）は725万円で、地域支援事業のうちの介護予防事業費の県負担12.5%部分になります。

2目の包括的支援事業・任意事業は1,017万7,000円で、地域支援事業

のうち包括的支援事業・任意事業の県負担20.25%部分になります。

3目の県補助金は、存目でございます。

6款の財産収入、1目の利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の運用利息でございます。

7款寄附金は、存目でございます。

8款の繰入金、1項の基金繰入金、1目の介護給与準備基金繰入金につきましては、保険料の激変緩和措置を1年間延長することに伴います必要財源として、介護給付準備基金から1,134万円を繰り入れております。

2項の一般会計繰入金につきましては、1目の介護給付費繰入金では、介護給付費の市の負担部分12.5%といたしまして、4億2,080万5,000円、2目の地域支援事業基金繰入金（介護予防事業）では、介護予防事業の市の負担部分12.5%といたしまして725万円、3目の包括的支援事業・任意事業では、包括的支援事業・任意事業の市の負担部分20.25%としまして3,150万4,000円、4目のその他一般会計繰入金は、職員人件費、介護認定に関する経費、保険料の賦課徴収事務に要する経費の繰り入れ8,494万5,000円を計上しております。

9款の繰越金は、存目でございます。

次のページをお願いいたします。10款の諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料は、存目でございます。

2項の預金利子は、歳計現金の利息でございます。

3項の雑入のうち、1目の滞納処分費、2目第三者納付金は、存目でございます。

3目の雑入は、情報提供のコピー代でございます。

歳出につきましては314、315をお願いいたします。1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、一般管理に要する経費として4,970万4,000円計上しております。内訳につきましては、一般職員人件費が4,861万1,000円、一般管理費は109万3,000円で、一般管理費につきましては、介護保険特別会計の事務経費が主なものでございます。

2款徴収費、1目賦課徴収費ですが、保険料の賦課徴収に要する経費として58万6,000円計上しております。

2目の滞納処分費ですが、滞納処分に要する経費として1万1,000円計上しております。

3項の介護認定審査会費、1目の介護認定審査会費ですが、要介護認定審査会の運営に要する経費として727万円計上しております。内訳は、要介護認定審査会の委員報酬が主なものでございます。

2目の認定調査等費ですが、認定調査に要する経費として2,645万8,000円計上しております。内訳につきましては、3名の訪問調査員の報酬と、次のページ、316、317をお願いいたします。委託料におきまして、訪問調査の委託料、主治医意見書作成委託料が主なものでございます。

2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費ですが、こちらのほうは要介護1から5まで認定された高齢者が利用されるサービス費といたしま

して、29億2,130万4,000円計上しております。内訳につきましては、在宅サービスの給付費であります居宅介護サービス給付費が9億8,150万円、認知症高齢者のグループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が2億4,500万円、介護保険3施設の施設介護サービス給付費が15億4,900万円、居宅を改修される居宅介護住宅改修費が1,620万円、ケアマネジメントに要する費用であります居宅介護サービス計画給付費が1億2,600万円、これが主なものでございます。

次の318、319ページをお願いいたします。2目の介護予防サービス等諸費でございますが、こちらのほうは要支援1、要支援2と認定された高齢者が利用されるサービス費としまして2億6,624万3,000円計上しております。内訳は、在宅サービスの給付費でございます介護予防サービス給付費が2億2,200万円、認知症高齢者のグループホームなどの地域密着型介護予防サービス給付費が446万円、居宅を改修される介護予防住宅改修費が1,140万円、ケアマネジメントに要する費用である介護予防サービス計画給付費が2,736万円、これが主なものでございます。

3目のその他諸費ですが、474万1,000円計上しております。内訳につきましては、国保連合会に委託をしております審査支払業務の代行手数料が主なものでございます。

4目の高額介護サービス等諸費ですが、介護保険につきましては1割の利用者負担金が課せられます。この利用者負担金の低所得者対策経費として4,155万円予算計上しております。内訳としましては、要介護と認定された高齢者の高額介護サービス費4,110万円と、次のページの要支援と認定された高齢者の高額介護予防サービス費45万円がでございます。

5目の特定入所者介護サービス等費でございますが、特養・老健療養型病床及びショートステイの食費、居住費に対する低所得者対策経費として1億3,962万2,000円計上しております。内訳としましては、要介護と認定された高齢者の特定入所者介護サービス費が主なものでございます。

3款の財政安定化基金拠出金は、存目でございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費ですが、特定高齢者をスクリーニングいたしまして介護予防事業を行う経費として2,914万5,000円計上しております。内訳としましては、次の322ページ、323ページの通所型の介護予防事業の委託料と特定健診と一緒にいきます特定高齢者を抽出する生活機能評価事業健診委託が主なものでございます。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費は、一般高齢者に対する介護予防を行う経費として2,885万5,000円計上しております。内訳としましては、一般高齢者のデイサービスでございます生きがい活動支援通所事業、老人クラブを対象としました介護予防教室、ふれあいサロン活動を支援いたします地域住民グループ支援助成が主なものでございます。

2I項の包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費は、包括支援セン

ターの地域支援事業にかかわる職員人件費です。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費ですが、特定高齢者に対するケアマネジメント経費として135万2,000円計上しています。内訳としましては、事務費が主なものでございます。

3目の総合相談事業費ですが、高齢者の総合相談に応じる経費として926万6,000円計上しています。内訳としましては、地域包括支援センターの各地域の相談窓口、ランチといたしまして、在宅介護支援センターの事業委託が主なものでございます。

次の324、325ページをお願いいたします。4目の権利擁護事業費ですが、高齢者の権利擁護を図る経費といたしまして67万5,000円計上しております。

5目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ですが、これからの課題でございます地域ケア体制の整備やケアマネージャーの後方支援、地域包括支援センター運営協議会に要する経費として724万4,000円計上しています。内訳としましては、地域包括支援センター運営協議会の経費、主任ケアマネージャーの派遣費の負担金が主なものでございます。

6目任意事業費ですが、介護給付費の適正化事業並びに市町独自の地域支援事業として、安芸高田市では地域生活支援事業、家族介護者支援事業に要する経費として3,597万2,000円計上しています。内訳といたしましては、介護給付費の適正化対策として訪問調査点検員の報酬、そして地域生活を支援する事業といたしまして、外出支援サービス、配食サービス、安心電話の備品購入費、そして扶助費といたしましては日常生活用具の給付事業、そして家族介護者を支援する事業といたしましては、新規事業でございます委託料のところの家族介護者リフレッシュ事業、扶助費のところの介護手当、介護用品の支給などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。5款の基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金ですが、基金の運用利息分を積み立てるため52万円計上しております。

6款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金、1目の第1号被保険者保険料還付金ですが、保険料の還付金といたしまして100万円計上しております。

2目の償還金は、存目です。

7款の予備費といたしまして100万円計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

亀岡委員長

それでは、これより質疑を受けます。質疑はありませんか。

明木委員。

明木委員

今回、新規事業として市長もマニフェストで上げられてました家族介護者のリフレッシュ事業ですけど、これについてももう少し御説明をいただきたいと思います。

亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 現在の案の段階で御説明をさせていただきます。在宅で高齢者を介護しておられる家族の方に年2回ほど心身をリフレッシュしていただける時間をつくらせていただこうというものでございます。

なお、在宅の高齢者につきましては、ある程度線引きをさせていただくということが必要でありますので、中・重度の認定を受けておられる家族の方を現在では対象にしようかというふうに考えております。具体的な心身のリフレッシュにつきましては、例えば温泉施設あるいは観劇等で一日過ごしていただいてリフレッシュしていただける時間を提供するような、そういう仕組みで現在、事業執行を検討いたしております。以上でございます。

亀岡委員長 明木委員。

明木委員 対象人数は幾らでしょうか。また、これ温泉等と言われてるんですけど、それはそちらの休まれる人の自由であって、こちらの事業としては、それに対する介護者を委託するという事業として考えてよろしいのでしょうか。

亀岡委員長 沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 まだ詳細につきましては今後、市長とも協議させていただく考え方でありますが、現在の中・重度者となりますと、要介護の2が約400名、要介護の3が約350名、要介護の4が約280名、要介護の5が約280名、これから施設入所者の約500名を抜いた家族の方が一応対象となるものと現在では検討しております。事業の執行方法につきましては、現在の考え方ではどちらか委託をさせていただきます、少なくとも旧町6町単位ぐらいで集まって、どちらかへ出向くと、そういうふうな考え方で今、検討しております。

以上でございます。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

岡田委員。

岡田委員 今、要介護4の人が280人、それから要介護5が280人、それから入所されとる人が504人と言われたその数字でいきますと、この4と5と入所されとる人は重度のほうになるんですね。とは限らないんですか。入所の方は、軽い人も入所する。それはそれでいいんですが、その人数の中で、税金対象では市長が発行すれば控除の対象になると、身障者の。障害者扱いになって控除の対象になるんですが、後期高齢者の関係では、重度身障者は、これ入とる方が75歳以上ばっかりとは限らないんですね。4とか5の中で、その人の中で後期高齢者を免除してくださいと申請されたケースがありますか。そうなったときにはどういう扱いになるんか、お尋ねいたします。

亀岡委員長 3時15分まで休憩にいたします。

~~~~~

午後 2時58分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~

亀岡委員長

それでは、再開いたします。  
休憩前の岡田委員の質疑に答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

それでは、岡田委員さんの御質問にお答えをいたします。  
介護保険の要介護認定と重度以上のもとになります身体障害者の認定等あるいは後期高齢者につきましては各制度が違いますので、介護保険の重度の認定がイコール重度医療の加入者あるいは後期高齢の加入者になることはございません。直接は結びついておりません。ちなみにもし重度医療を現在お持ちの方が今回の後期高齢へ何名加入されなかったかという趣旨の御質問でございましたら、3月末で680名の重度医療を持っておられる方がおられまして、5名の方が後期高齢者医療への加入を辞退されたというふうに聞いております。

以上でございます。

亀岡委員長

岡田委員。

岡田委員

よくわかりました。

亀岡委員長

青原委員。

青原委員

介護認定審査会ですね、315ページに727万円、認定調査等費が2,645万8,000円というふうなのが出てるんですが、介護認定は公平を期してやっておられるというふうに思いますが、深くは言いませんけど、一部ではちょっとこれは不公平じゃないかなというようなところが出ておりますので、そこらの認識をされとるのかどうか。そういうふうな調査をされたことがあるのかないのかいうのを1点、お伺いをいたします。

亀岡委員長

沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長

ただいまの青原委員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。  
介護保険の苦情とか相談とかの一番大きなものが認定に対する被保険者の不満というものがございまして、その要因につきまして、さまざま御本人さんからお話を聞かせていただいて分析をいたしております。さまざまな要因があると思っておりますが、一つには高齢者の方がやはり訪問調査に行きましても、元気だ元気だということで、どうしても元気で明るく振る舞われるケースが大変多うございまして、本来の御自分の状態を正確に調査に反映されていないという部分もあるように理解をしております。現在、認定審査会は2年間同じメンバーで認定審査を行うようにしておりますが、今年度ももしできましたら1年間で認定審査会のメンバーを入れかえていただいて、認定調査がより公平になるよう、いろんな方面で努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

亀岡委員長

青原委員。

青原委員

今、説明をいただいたんで大体理解はするんですが、やはりこういう苦情は後を絶たないというふうに思いますので、できれば厳しくそういうのをチェックをしていただきたいということを要望しておきます。

亀岡委員長 明木委員。

明木委員 休憩をいただいて、先ほどの答弁に対してちょっとまとめる時間があつたんで、その内容についてもう一つだけ確認をしたいんですけど、確かに介護リフレッシュサービスということで今回、新規の事業として上がってきてるわけですけど、これ介護だけなんですよね。障害者福祉の観点から見ると、障害者の方に対しても介護なりをされてる方がいらっしゃると思うんですけど、その人たちにも公平性の上でやるべきではないかなというふうに考えるんですけど、そのあたり市長はどのようにお考えでしょうか。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 市長さんのお考えもいただくと思うんですが、ただ、今の現況は、現実にこの介護サービスというのは65歳以上の方をサービスさせていただく。だから、その中には障害者の方も当然いらっしゃるということですね。本市の場合、清風会さんとか、ひとは作業所さんとか、いろいろ障害者に対する施設が結構他市と比べたら充実してるほうなんで、そういう施設への入所者が多分にあるということ。大体7名ぐらいの方が自宅におられて、その方は100%じゃないんですけど、時々ではデイサービスなり施設を利用されとるといふ。1名の方が実際に家のほうで寝たきりになっておられるということなんで、そういった状況であるということをお承知いただければと思います。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 いずれにしても、こういう例えば身体の不自由な方にしても介護される方にしても、こういう実態があるということは、受け皿をつくったということで、今後このような実態を踏まえながら、施設をより拡大をしていけばいいんだと、このように考えておりますので、よろしく御理解してください。

亀岡委員長 明木委員。

明木委員 非常にいい事業だと思うんですけど、ぜひそれに今度は係る財源をどのように考えていくかというのもしっかりと検討された上でやっていただかないといけないというふうに考えますので、そのあたり市長、どのようにお考えでしょうか。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 御承知のように、財源につきましてはこの程度の財源というよりか、先ほど行財政改革が最初に来るべき話なんですけど、そんなに予算もかかるわけではないし、今の工夫でやっていただけるんじゃないかと思っております。どっちにしても大きな財源は、いわゆる職員の意識改革による行財政改革をもって、その得た財源でもって、さっきの人口減対策、少子化対策、こういう方面のお金を創出をしていきたいと、かように考えております。

亀岡委員長 今村委員。

今村委員 323ページの介護予防の委託料のことでお伺いをいたします。生きが

い活動支援通所事業の委託料として組んでございますが、その事業実施の実態と、それからその効果についてどういうふうにお考えか、その点についてお聞きをいたします。

亀岡委員長  
沖野高齢者福祉課長

沖野高齢者福祉課長。

生きがい活動支援通所事業の委託料でございます。こちらのほうは、認定を受けておられず、まだお元気な高齢者の閉じこもり予防とか介護予防を目指した介護保険外のデイサービスでございます。こちらのほうの実施体系につきましては、市内の社会福祉法人と現在、介護保険のデイサービスを行っておられる社会福祉法人等に委託をさせていただきまして、介護保険の事業の中でミックスをして、あるいは別の地域に出てサテライトとしてデイサービスを行っていただいております。

現在、19年度の実施状況でございますが、8,276名の1年間で利用をいただいております。効果につきましては、介護予防事業の中で現在の生きがい活動支援通所事業と申しますのは、一般高齢者を対象として事業を行っております。このほかに特定高齢者を対象に介護予防事業を実施しておりますが、特定高齢者のほうは評価事業を持っておりまして、評価のほうもある程度行っておりますが、一般高齢者の方につきましては、評価という具体的な行為を現在は行っておりません。総体的な議論といたしましては、閉じこもり予防と介護予防に着実につながっているという自信は持っておりますが、評価としてお示しできる資料を持ち合わせないのが現状でございます。

以上でございます。

亀岡委員長

ほかにありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に進みます。議案第74号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

それでは、議案第74号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計の予算の御説明をいたします。

総額は、歳入歳出それぞれ4,147万8,000円で、対前年度比32.1%の増額となっております。

また、一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定めるものでございます。

平成20年度の予算といたしましては、要支援1及び要支援2の認定された高齢者約550名のケアプラン、居宅介護支援計画でございますが、作成する費用を組んでおります。対前年度比32.1%の増の要因としましては、居宅介護支援事業所の機能を強化するための職員体制の充実を図ってまいったところでございます。

詳細につきましては担当課長のほうから御説明いたします。

亀岡委員長  
沖野高齢者福祉課長

沖野高齢者福祉課長。

それでは、予算書の340ページ、341ページをお願いいたします。1款のサービス収入、1項介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入ですが、要支援1・2の認定者の居宅介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、2,736万円を計上しています。

2款の繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金ですが、歳入歳出の財源不足額1,411万5,000円を計上しております。

3款繰越金につきましては、存目でございます。

4款諸収入、1項預金利子は、歳計現金の利子で1,000円計上しております。

2項の雑入は、存目でございます。

歳出につきましては、次の342、343ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、地域包括支援センターの一般管理経費部分といたしまして2,311万2,000円計上しております。内訳は、一般職員人件費が2,306万2,000円で、3人分の人件費でございます。次の一般管理費の5万円は、一時借入金の利子でございます。

2款のサービス事業費、1項の介護予防支援事業費ですが、要支援1・2と認定された高齢者の居宅介護予防サービス計画を作成する経費として1,806万5,000円計上しています。内訳といたしましては、計画作成を担当する介護予防支援専門員3名分の非常勤報酬と市内の居宅介護支援事業所に計画作成を委託する介護予防サービス計画作成委託料が主なものでございます。

3款の諸支出金、1項の繰出金、1目一般会計繰出金ですが、存目として計上しております。

4款の予備費ですが、30万円計上しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

亀岡委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程はすべて終了いたしました。

次回は、あす20日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時30分 散会